

明和町地域防災計画

【資料編】

《目 次》

第1章 資料集	資料-1
1. 総則・予防関係	資料-1
明和町防災会議条例	資料-1
明和町防災会議委員名簿	資料-2
明和町防災土養成事業補助金交付要綱	資料-3
2. 災害応急活動体制関係	資料-5
明和町災害対策本部条例	資料-5
明和町議会災害対応要綱	資料-6
災害協定一覧	資料-8
3. 災害情報関係	資料-11
防災関係機関連絡先一覧	資料-11
明和町防災行政無線施設の設置及び管理運用に関する規則	資料-16
警報・注意報発表基準一覧表	資料-19
水防警報の実施区間・基準水位等（利根川・渡良瀬川）	資料-21
洪水予報の実施区間・基準水位等（利根川・渡良瀬川）	資料-22
水防警報の発表基準（県）	資料-23
水防警報・水位周知の実施区間・基準水位（谷田川）	資料-23
被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）	資料-24
4. 消防関係	資料-26
消防力の現況	資料-26
消防水利の現況	資料-26
5. 避難・医療・福祉関係	資料-28
指定緊急避難場所・指定避難所等一覧	資料-28
要配慮者利用施設一覧	資料-30
医療機関一覧	資料-31
6. 物資・輸送関係	資料-32
備蓄物資一覧	資料-32
ヘリポート適地一覧	資料-33
町有車両一覧	資料-49
緊急輸送道路網図	資料-50
7. その他応急対策関係	資料-52
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	資料-52
廃棄物処理施設・事業者一覧	資料-57
8. 災害復旧・復興関係	資料-58
群馬県・明和町被災者生活再建支援金支給要綱	資料-58
明和町農漁業災害対策特別措置条例	資料-62
明和町農漁業災害対策特別措置条例施行規則	資料-67
被災者生活再建支援制度の種類と概要	資料-70
被災中小企業等の再建支援制度の種類と概要	資料-76
9. 大規模事故関係	資料-78
危険物取扱所一覧	資料-78
第2章 様式集	様式-1
火災・災害等即報の様式	様式-1

自衛隊災害派遣要請依頼書	様式-7
緊急通行車両の各種様式	様式-8
罹災証明書	様式-10
被災証明書	様式-11

第3章 明和町役場業務継続計画

第1 基本的事項	業務-1
1. 計画の目的、効果、対象範囲及び適用	業務-1
2. 業務継続計画と地域防災計画との関係	業務-2
3. 業務継続の方針	業務-3
4. 想定災害	業務-3
第2 業務継続体制の現状と環境整備	業務-4
1. 業務継続体制の現状と整備	業務-4
2. 業務継続環境の現状と整備	業務-5
第3 非常時優先業務の選定	業務-11
1. 非常時優先業務の選定方針	業務-11
2. 非常時優先業務の選定	業務-13
第4 業務継続のための取組み	業務-14
1. 業務継続マネジメント	業務-14
2. 各種取組の推進方策	業務-14
【別表】明和町非常時優先業務一覧	業務-15

第4章 地区防災計画

- 第1 地区防災計画
 - 1. 新里地区防災計画

第 1 章 資料集

1. 総則・予防関係

明和町防災会議条例

昭和38年10月 3 日条例第15号

最終改正 平成24年 9 月10日条例第23号

☐ (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、明和町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

☐ (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 明和町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

☐ (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 群馬県の知事の部内の職員
 - (3) 群馬県警察の警察官
 - (4) 町長部内の職員
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 各号に掲げる者のほか町長が特に必要と認めた者
- 6 前項の委員の定数は、第1号は3人以内、第2号は7人以内、第3号は2人以内、第4号は7人以内、第7号は7人以内、第8号は5人以内、第9号は5人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

☐ (専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

☐ (議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

☐☐☐附 則

(以下略)

明和町防災会議委員名簿

No.	区分	委員
1	第3条第2項	明和町長
2	第3条第5項第1号	気象庁東京管区気象台前橋地方気象台長
3	〃	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長
4	第3条第5項第2号	館林行政県税事務所長
5	〃	館林保健福祉事務所長
6	〃	館林土木事務所長
7	第3条第5項第3号	館林警察署長
8	第3条第5項第4号	明和町副町長
9	〃	明和町総務課政策室長
10	〃	明和町住民保険課長
11	〃	明和町介護福祉課長
12	〃	明和町健康こども課長
13	〃	明和町産業環境課長
14	〃	明和町都市建設課長
15	第3条第5項第5号	明和町教育長
16	第3条第5項第6号	明和消防団長
17	第3条第5項第7号	東日本電信電話㈱群馬支店長
18	〃	東京電力パワーグリッド㈱太田支社長
19	〃	(一社)館林市邑楽郡医師会長
20	第3条第5項第8号	明和町議会議長
21	〃	明和町区長会長
22	〃	館林地区消防組合消防長
23	〃	明和町女性消防隊長
24	第3条第5項第9号	明和町民生委員児童委員会長
25	〃	明和町社会福祉協議会長
26	〃	群馬県建設業協会館林支部長

【事務局】明和町総務課危機管理係

明和町防災士養成事業補助金交付要綱

平成28年9月9日

告示第60号

□(趣旨)

第1条 この告示は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成するため、防災士の資格取得に要する費用の一部を補助することについて、明和町補助金等に関する規則(昭和56年規則第14号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

□(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「日本防災士機構」という。)の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 防災士研修機関 日本防災士機構が認証した研修機関で、かつ、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座(以下「講座」という。)を行う機関をいう。

□(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本町に住所を有する者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする者(講座の受講を免除されている者を含む。)
 - (2) 防災士の資格取得後、積極的に地域の防災活動及び、町等が実施する防災に関する施策に協力し、防災リーダーとして町内の自主防災組織等で活動する意思のある者
 - (3) 防災士の資格を取得した旨の情報を、町長が町内の自主防災組織等に提供することに同意する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者の対象外とする。

- (1) この告示に基づく補助を受けたことがある者
- (2) 町税を滞納している者
- (3) 明和町暴力団排除条例(平成24年明和町条例第26号。(以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (4) 条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適切でないと認める者

□(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防災士研修機関が実施する講座の受講料、教本料
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録申請料
- (4) 交通費(自宅から会場までの間で、受講するために最も経済的な経路で要した公共交通機関又は自家用車での有料道路若しくは駐車場の利用に要した費用に限る。)

□(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の合計額より他の制度により助成される額を除いた額とし、13,000円を限度とする。但し、うち交通費は1日1,000円を限度とする。

□(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、明和町防災士養成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
 - (2) 第4条各号に掲げる経費の支払を証する書類の写し
 - (3) 誓約書(様式第2号)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、防災士の認証登録を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない

い。

☐ (交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、遅滞なくその内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 町長は、交付の決定をしたときは、明和町防災士養成事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助対象となる要件を欠く等の理由により、不交付の決定をしたときは、明和町防災士養成事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

☐ (補助金の交付)

第8条 町長は、前条第2項の規定による交付の決定をしたときは、交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に補助金を交付するものとする。

☐ (交付決定の取消し等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) この告示その他関係法令に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適當であると認めたとき

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、明和町防災士養成事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

☐ (その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

☐☐☐附 則

☐ この告示は、公布の日から施行する。

(以下略)

2. 災害応急活動体制関係

明和町災害対策本部条例

昭和38年10月 3 日条例第16号

最終改正 平成24年 9 月10日条例第23号

□（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、明和町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

□（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

□（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

□（雑則）

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

□□□附 則

（以下略）

明和町議会災害対応要綱

平成29年7月1日
議会告示第2号

□（目的）

第1条 この告示は、町内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、議員が明和町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携し、適切かつ迅速に対応するため必要な事項を定め、町の災害対策を側面から支援し、もって町民の安全確保及び早期の復旧並びに復興に資することを目的とする。

□（災害対策会議の設置）

第2条 議長は、町対策本部が設置されたときは、明和町議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

□

第3条 対策会議の設置場所は、役場議員控室とする。

□（組織）

第4条 対策会議は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。

2 会長は、議長をもって充て、対策会議の事務を総理し、副会長及び幹事の指揮監督を行い、対策会議を代表する。

3 副会長は、副議長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 幹事は、各常任委員会の委員長をもって充て、会長の命を受けて対策会議の事務に従事する。

5 会長及び副会長ともに事故あるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ指名を受けた幹事が会長の職務を代理するものとする。

（所掌事務）

第5条 対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- （1）議員の安否及び居場所の確認
- （2）議員から提供された災害情報等の集約
- （3）前号で集約した災害情報等を町対策本部へ提供
- （4）町対策本部からの災害情報等の集約及び議員への提供
- （5）必要に応じ国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望活動
- （6）前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（議員の役割）

第6条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- （1）対策会議が設置されたときは、自らの安否及び居場所又は連絡先を対策会議に報告するものとする。
- （2）必要に応じて被害箇所及び避難所等において情報収集を行い、対策会議へ報告するものとする。
- （3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（町対策本部への要望等）

第7条 町対策本部への要望及び提言は、緊急の措置を除き対策会議に諮って行うものとする。

（議会事務局の役割）

第8条 議会事務局職員は、対策会議の事務に従事するものとし、議会事務局職員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事務局長は、町対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、対策会議へ情報提供するものとする。
- （2）対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

□（参集）

第9条 会長は、必要に応じて副会長及び幹事以外の議員の参集を求めることができる。

☐（対策会議の廃止）

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対策会議に諮り、これを廃止するものとする。

（1）町対策本部が廃止されたとき。

（2）定例会又は臨時会が開会されたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、所期の目的を達成したと認められるとき。

☐（災害対応の訓練等）

第11条 会長は、必要に応じて災害対応の訓練等を行うことができる。

☐（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

☐☐☐附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

災害協定一覧

No.	名称	締結 年月日	締結先 [連絡先]	協定内容
1. 相互応援				
1	災害時における館林市邑楽郡隣接一市五町相互応援協定	平成25年 3月26日	館林市 [72-4111] 板倉町 [82-1111] 千代田町[86-2111] 大泉町 [63-3111] 邑楽町 [88-5511]	相互応援
2	災害時における利根川両岸3市3町相互応援に関する協定	平成31年 2月4日	板倉町 [82-1111] 千代田町 [86-2111] 埼玉県加須市 [0480-62-1111] 埼玉県羽生市 [0485-61-1121] 埼玉県行田市 [0485-56-1111]	相互応援
3	災害時の相互応援に関する覚書	平成25年 1月23日	三重県明和町 [0596-52-7112]	相互応援
4	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	平成25年 7月12日	北茨城市ほか64市町村	相互応援
5	災害時における相互応援に関する協定	令和元年 9月26日	静岡県掛川市 [0537-21-1111]	相互応援
6	群馬県水道災害相互応援協定	平成13年 2月9日	群馬県 [027-223-1111] 県内各水道事業者	水道
7	群馬県災害廃棄物等の処理にかかる相互応援に関する協定	平成20年 4月1日	群馬県[027-223-1111] 県内市町村、一部事務組合	廃棄物処理
<u>8</u>	<u>災害時における相互応援に関する協定</u>	<u>令和5年 6月28日</u>	<u>みなかみ町 [0278-25-5002]</u>	<u>相互応援</u>
2. 飲食料関係				
1	災害時における救援物資提供に関する協定	平成19年 11月14日	三国コカ・コーラボトリング(株) [74-4889] [080-1001-4775]	飲料水
2	災害時における飲料水提供に関する協定	平成21年 2月2日	サントリーフーズ(株)関東甲信越支社 [03-5579-1310]	飲料水
3	災害時における飲料水供給に関する協定	平成24年 2月2日	ダイドードリンク(株) [080-5762-5550] [090-8847-8909] [080-5761-3593]	飲料水
4	災害時における飲料水提供に関する協定	平成24年 2月2日	(株)伊藤園 [32-6111]	飲料水
5	災害時における物資供給に関する協定	平成24年 3月6日	邑楽館林農業協同組合 [74-5111]	米(玄米) ガソリン等(燃料) ガスコンロ
6	災害時における物資供給に関する協定	平成24年 3月28日	NPO法人コメリ災害対策センター [025-371-4185]	復旧作業用品 日用品 冷暖房機器ほか

No.	名称	締結 年月日	締結先 [連絡先]	協定内容
7	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	平成26年 2月24日	生活協同組合コープぐんま [0277-52-7711]	応急生活物資の供給、輸送等
<u>8</u>	<u>災害時における物資調達に関する協定</u>	<u>令和5年 4月25日</u>	<u>コストコホールセール ジャパン(株)</u>	<u>物資調達</u>
3. 情報関係				
1	災害時の情報交換に関する協定	平成23年 1月15日	国土交通省関東地方整備局 [0480-52-3952]	災害時における情報交換
2	アマチュア無線による災害時応援協定	平成23年 8月31日	明和町アマチュア無線クラブ[84-3247]	災害情報の収集
3	災害に係る情報発信等に関する協定	平成25年 9月18日	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等
4	防災及び防犯に係る協定	平成28年 8月25日	ケーブルテレビ(株)	災害放送
5	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成29年 3月21日	東日本電信電話(株) 群馬支店	特設公衆電話
6	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	令和2年 11月5日	(株) バカン	避難施設の開設情報発信
7	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	令和4年 1月24日	三井住友海上火災保険 (株) 群馬支店	家屋損害情報の提供
4. その他				
1	災害時における民間建物の利用に関する協定書	平成13年 3月22日	やまう(株) [84-2111]	災害時の避難所
2	災害時における民間建物の利用に関する協定書	平成13年 3月23日	(株) 大成 [84-4188]	災害時の避難所
3	群馬県防災航空隊支援協定	平成18年 3月27日	群馬県 [027-226-2255]	防災ヘリコプター
4	災害時における建築物等災害応急対策業務の応援に関する協定	平成23年 2月15日	(一社) 群馬県建設業協会 館林支部 [73-7939]	災害応急対応
5	災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定	平成24年 3月6日	コーエィ(株) [32-6670]	応急レンタル用品 (仮設トイレほか)
6	洪水時における施設利用に関する協定	平成25年 4月1日	株式会社アドバンテスト	洪水時の避難所
7	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成25年 8月26日	館林・ハシモト・エネルギー(株) [84-5311]	石油類 L P ガス 固形燃料類等
8	災害発生時における明和町と明和町内郵便局の協力に関する協定	平成27年 6月15日	江黒郵便局[72-4807] 川俣郵便局[84-3120] 日本郵便株式会社	郵便事業 施設敷地提供等
9	災害時におけるL P ガス等供給協力に関する協定	平成28年 2月16日	(一社) L P ガス協会館林 邑楽支部 [73-7662]	L P ガス
10	災害時における建築物等災害応急対策業務の応援に関する協定	平成29年 2月21日	都築鋼産(株) [73-0561]	災害応急対応
11	災害時におけるL P ガス等供給協力に関する協定	平成30年 2月14日	邑楽館林ガス事業協同組合 [74-7062]	L P ガス
12	災害時における地図製品等の供給に関する協定	平成30年 7月20日	(株) ゼンリン	住宅地図
13	洪水時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定	平成30年 12月21日	(株) コスメ・ニスト	洪水時の避難所

No.	名称	締結 年月日	締結先 [連絡先]	協定内容
14	洪水時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定	平成31年 3月1日	凸版印刷㈱ [050-3480-0661]	洪水時の避難所
15	洪水時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定	平成31年 4月22日	(株)日本キャンパック [91-3588]	洪水時の避難所
16	災害時等におけるバス及び民間救急サービス利用に関する協定	令和2年 3月26日	(株)スター交通 [20-1075]	バス及び民間救急
17	災害時における愛護動物の救護活動に関する協定	令和2年 9月1日	公益社団法人群馬県獣医師会	ペットの救護・保護
18	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	令和2年 9月1日	群馬司法書士会	相続登記相談
19	災害時における電力復旧等に関する協定	令和2年 11月9日	東京電力パワーグリッド (株)太田支社	電力復旧
20	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	令和2年 2月3日	(株)デベロップ	移動式宿泊施設
21	災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定	令和3年 9月29日	三協フロンテア(株)	ユニットハウス等
22	災害時における相互協力に関する基本協定	令和3年 12月1日	東日本電信電話(株)	通信復旧
23	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和4年 4月21日	佐川急便(株)	物資輸送
24	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	令和4年 7月27日	社会福祉法人明和町社会福祉協議会	ボランティアセンター
<u>25</u>	<u>防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業に関する協定</u>	<u>令和5年 8月17日</u>	<u>公益財団法人B&G財団</u>	<u>相互支援体制</u>

3. 災害情報関係

防災関係機関連絡先一覧

1 国

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
消防庁（応急対策室）	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7527 (03-5253-7535)

2 県

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
群馬県（危機管理課）	前橋市大手町1-1-1	027-226-2240～2249 (027-221-0518)
群馬県（防災航空隊）	前橋市下阿内町377-2	027-265-0200
館林行政県税事務所	館林市仲町11-10	0276-72-4415 (0276-73-7858)
館林土木事務所	館林市栄町23-1	0276-72-4355 (0276-75-3409)
館林保健福祉事務所	館林市大街道1-2-25	0276-72-3230 (0276-72-4628)
東部環境事務所	太田市西本町60-27	0276-31-2517 (0276-31-7410)
東部教育事務所	太田市西本町60-27	0276-31-7151 (0276-31-7101)
東部農業事務所	太田市西本町60-27	0276-31-3824 (0276-31-8388)
桐生森林事務所	桐生市相生町2-331	0277-52-7373 (0277-54-5132)

3 警察署

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
館林警察署	館林市赤生田町1828-2	0276-75-0110 (兼用)
館林警察署 明和駐在所	明和町南大島1112-1	0276-84-2200

4 市町村

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
館林市	館林市城町1-1	0276-72-4111
板倉町	邑楽郡板倉町大字板倉2682-1	0276-82-1111

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
千代田町	邑楽郡千代田町大字赤岩 1895- 1	0276-86-2111
大泉町	邑楽郡大泉町日の出55- 1	0276-63-3111
邑楽町	邑楽郡邑楽町大字中野2570- 1	0276-88-5511
埼玉県行田市	埼玉県行田市本丸 2- 5	0485-56-1111 (0485-54-0199)
埼玉県加須市	埼玉県加須市三俣 2- 1- 1	0480-62-1111
埼玉県羽生市	埼玉県羽生市東 6-15	0485-61-1121
静岡県掛川市	静岡県掛川市長谷 1- 1- 1	0537-21-1111 (0537-21-1166)
三重県明和町	三重県多気郡明和町 大字馬之上945	0596-52-7111
<u>みなかみ町</u>	<u>利根郡みなかみ町後閑318番地</u>	<u>0278-25-5002</u> <u>(防災担当直通電話)</u>

5 指定地方行政機関

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
関東財務局 前橋財務事務所	前橋市大手町 2- 3- 1	027-221-4491 (027-224-4426)
関東農政局 群馬県拠点	太田市細谷町1278- 2	0276-31-3551 (0276-31-3553)
東京管区気象台 前橋地方気象台	前橋市大手町 2- 3- 1 (前橋地方合同庁舎11階)	027-896-1220 (027-896-1164)
関東地方整備局 利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北 2-19- 1	0480-52-3952 (0480-52-9529)
利根川上流河川事務所 川俣出張所	埼玉県羽生市本川俣840	048-563-1992 (048-563-1993)
関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所	栃木県足利市田中町661- 3	0284-73-6215 (0284-73-5558)
群馬労働局 館林公共職業安定所	館林市大街道 1- 3-37	0276-75-8609

6 陸上自衛隊

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
第12旅団 司令部 第三部 防衛班	北群馬郡榛東村大字新井 1017- 2	0279-54-2011 内線2286・2287, 2208(夜間)
第12後方支援隊	高崎市新町1080	0274-42-1121 (兼用)

7 消防本部

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
館林地区消防組合 消防本部	館林市上赤生田町4050-1	0276-72-3170 (0276-72-3318)
館林地区消防組合 明和消防署	明和町南大島265- 1	0276-84-3131

8 指定公共機関

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
日本郵便株式会社 館林支店 館林郵便局	館林市本町 1-5-1	0276-72-4464 (0276-71-1055)
〃 江黒郵便局	明和町上江黒637	0276-72-4807 (0276-72-8609)
〃 川俣郵便局	明和町川俣216-1	0276-84-3120 (0276-84-3121)
東日本電信電話株式会社 群馬支店	高崎市高松町 3	平日027-321-5660 (027-330-3008) 24時間027-325-7999
株式会社ドコモCS 群馬支店	高崎市高松町13 NTT東日本高崎別館ビル	027-393-6414 (027-393-6243)
日本赤十字社 群馬県支部	前橋市光が丘町32-10	027-254-3636 (027-254-3637)
日本放送協会 前橋放送局	前橋市元総社町189	027-251-1711 (027-253-0368)
東京電力パワーグリッド株式会社 太田支社	太田市東本町56-39	0276-51-2210 (緊急) 0120-995-007
東日本高速道路株式会社 関東支社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 大宮JPビルディング (総合受付 17階)	0486-31-0001
東京ガス株式会社 熊谷支店	埼玉県熊谷市銀座3-71	0570-00-2211
日本通運株式会社 群馬支店	高崎市八島町58-1	0273-20-1707

9 指定地方公共機関

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
公益社団法人 群馬県医師会	前橋市千代田町1-7-4	027-231-5311 (027-231-7667)
公益社団法人 群馬県歯科医師会	前橋市大友町1-5-17	027-252-0391 (027-253-6407)
公益社団法人 群馬県看護協会	前橋市上泉町1858-7	027-269-5565 (027-269-8601)

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
公益社団法人 群馬県看護協会 館林地区支部	大泉町大字吉田2465	0276-62-2121
一般社団法人 群馬県LPガス協会 館林邑楽支部	館林市大街道1-2-59	0276-73-7662
群馬県石油協同組合	前橋市鳥羽町35-5	027-251-1888 (027-251-1771)
群馬テレビ株式会社	前橋市上小出町3-38-2	027-219-0001 (027-232-0197)
株式会社エフエム群馬	前橋市若宮町1-4-8	027-230-1882 (027-230-1903)
一般社団法人 群馬県バス協会	前橋市野中町588	027-261-2072 (027-261-5537)
一般社団法人 群馬県トラック協会 館林支部	館林市野辺町850-6	0276-72-2626
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上1-1-2	03-3621-5061 (03-5962-2299)
〃 東武伊勢崎線 川俣駅	明和町中谷328-3	0276-84-2154

10 事務組合

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
群馬県市町村総合事務組合	前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館6階	027-290-1352 (027-255-5302)
群馬東部水道企業団 館林支所	館林市広内町3-10	0276-80-3201
邑楽館林医療企業団	館林市成島町262-1	0276-72-3140 (0276-72-5445)
館林衛生施設組合	館林市赤生田町65-1	0276-72-1624 (0276-72-6655)

11 その他団体

名 称	所在地	電話番号 (ファックス番号)
邑楽館林農業協同組合 明和支所	明和町中谷336	0276-84-4000 (0276-84-4006)
明和町商工会	明和町南大島1073-1	0276-84-3130 (0276-84-4938)
明和町社会福祉協議会	明和町新里311-3	0276-84-4013 (0276-84-4904)
一般社団法人 群馬県建設業協会 館林支部	館林市苗木町2618-18	0276-73-7939 (0276-75-2841)
一般社団法人 館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町2497	0276-72-1132 (0276-73-0215)
一般社団法人 館林邑楽歯科医師会	館林市苗木町2622-1	0276-73-8818 (0276-72-8882)
ケーブルテレビ(株) 館林ケーブルテレビ	館林市美園町13-2	0276-71-1822 (0276-71-1823)
一般社団法人 群馬県薬剤師会 館林邑楽薬剤師会	邑楽郡邑楽町大字中野2199-1	0276-49-6021 (0276-49-6022)
社会福祉法人 群馬県共同募金会	前橋市新前橋町13-2	0272-55-6596 (0272-55-6214)

12 群馬県防災行政無線一覧

名 称	電話番号	備 考
明和町	総務課	4 4 4-6 3 0 0
	警備室	4 4 4-6 3 0 1
	F A X	4 4 4-6 8 0 0
館林行政県税事務所	総務振興係	3 2 2-1 0 0 2
		3 2 2-1 0 0 3
		3 2 2-1 0 0 4
	全県移動局	3 0 0-8-3 5 6
		車載型
		3 0 0-8-4 2 1
		携帯型
	F A X	3 0 0-8-5 1 1
		可搬型
館林土木事務所	施設管理係	3 2 2-6 8 0 0
		行政県税事務所用
	F A X	3 4 2-6 3 0 0-6 3 0 4
館林土木事務所	施設管理係	3 4 2-6 3 0 0-6 3 0 4
	F A X	3 4 2-6 8 0 0
	土木事務所用	

明和町防災行政無線施設の設置及び管理運用に関する規則

平成28年12月1日

規則第20号

□(目的)

第1条 この規則は、明和町防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定め、合理的かつ円滑な通信の確保を図ることを目的とする。

□(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系 同報通信方式により、親局からの情報を屋外拡声子局及び戸別受信機を通じて一斉に伝達する通信系統をいう。
- (3) 送信施設 親局、再送信子局をいう。
- (4) 親局 同報系の通信運用を総合的に管理及び統制するために設置する無線局をいう。
- (5) 再送信子局 同報子局であって、同報親局等と他の同報子局等との通信を中継する固定局をいう。
- (6) 遠隔制御装置 有線回路により親局を通し、屋外拡声子局及び戸別受信機に情報を送る通信操作を行う装置をいう。
- (7) 受信施設 屋外拡声子局、戸別受信機をいう。
- (8) 屋外拡声子局 同報系の無線送受信施設で、親局と送受信し、又は親局若しくは再送信子局からの電波を受信し、拡声装置により情報を伝達するため、屋外に設置する無線設備をいう。
- (9) 戸別受信機 親局又は再送信子局からの電波を受信して情報を伝達し、屋内に設置する受信設備をいう。
- (10) 防災行政無線 前各号の総称をいう。
- (11) 無線従事者 電波法第2条第6号の規定により、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線施設を操作する資格を有する者をいう。
- (12) 通信取扱者 無線施設の運用に携わる一般職員をいう。

□(業務及び運営)

第3条 防災行政無線の通信業務は、次のとおりとする。

- (1) 地震、風水害及び大規模火災等の非常事態に関する事項
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等緊急を要する事項
- (3) 町の広報に関する事項
- (4) 官公署その他公共機関からの連絡に関する事項
- (5) 人命に係る事項その他特に緊急を要する事項
- (6) 町内コミュニティ情報に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

□(無線施設の名称及び設置場所等)

第4条 この無線施設の名称は、「ほうさい めいわ」とする。

2 無線施設の設置場所は、別表のとおりとし、放送業務の区域は、町内一円とする。

□(戸別受信機等の設置)

第5条 無線施設の放送を受信するため、町長が認める場所に戸別受信機、外部アンテナその他受信に必要な施設を設置する。

□(総括管理者)

第6条 無線施設に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線施設の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、町長をもって充てる。

(管理責任者)

第7条 無線施設に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線施設の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者は、総務課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 無線施設に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者を指揮監督し、無線施設の管理及び運用を行い、無線施設に係る業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(無線従事者)

第9条 総括管理者は、無線施設の運用に必要な員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現況を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名簿(様式第1号)を作成する。

4 無線従事者は、無線施設の無線設備の操作を行うとともに、毎日の通信状況等必要な事項を防災無線業務日誌(様式第2号)に記入するか、自動通信記録装置による業務日誌を作成する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法令を遵守し、法令に基づき無線施設の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線施設に携わる一般職員をもって充てる。

□(書類の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線局業務日誌抄録(様式第3号)を毎年12月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第4号)及び無線局業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

□(無線施設の運用)

第12条 無線施設の運用については、別に定める運用細則による。

2 非常災害時等における適切な運用を確保するため、館林地区消防組合明和消防署及び館林警察署に遠隔制御局を設置し、別に定める運用協定書に基づき、これを運用するものとする。

□(保守点検)

第13条 管理責任者は、法に規定する管理上の諸事項について適正に措置するとともに、常に無線局の保守点検を行い、設備の機能を正常に保持するように努めなければならない。

2 点検項目については、無線設備の点検結果報告書(様式第5号から様式第10号)のとおりとする。

3 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに総括管理者に報告するものとする。

□(通信訓練)

第14条 総括管理者は、通信施設の機能試験及び管理運用の習熟を図るため、毎年1回以上通信訓練を行うものとする。

□□□附 則

この規則は、公布の日から施行する。

□□□附 則(平成29年3月27日規則第8号)

この規則は、平成29年3月28日から施行する。

別表(第4条関係)

無線施設の設置場所

施設名	設置場所	管理者	備考
親局施設	明和町新里250番地 1 明和町役場	明和町長	
遠隔制御装置	明和町南大島265番地 1 館林地区消防組合明和消防署	明和消防署長	
	館林市赤生田本町1828番地 2 館林警察署	館林警察署長	
屋外拡声子局	明和町内一円	明和町長	
戸別受信局	各世帯	各世帯主	

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 前橋地方気象台

明和町	府県予報区		群馬県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		伊勢崎・太田地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	－
	洪水		流域雨量指数基準	谷田川流域=14.7
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部〔八斗島・栗橋〕 渡良瀬川下流部〔古河〕
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	76
			流域雨量指数基準	谷田川流域=11.7
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部〔八斗島〕
	暴風		平均風速	13m/s
	暴風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25%で、実効湿度 50%※2	
	なだれ		①積雪があつて、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上	
	低温		夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※3	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値。

※2 湿度は前橋地方気象台の値。

※3 冬季の気温は前橋地方気象台の値。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

水防警報の発表基準（国土交通省）

種 類	内 容	発 表 基 準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等とともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。または、水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水法崩、亀裂その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防警報の実施区間・基準水位等（利根川・渡良瀬川）

指定 河川		基準 観測所		水防警報実施区域		水防 団待 機水 位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水 位	発表者
水系 名	河川 名	名称	所在地	左岸	右岸						
利根川	利根川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	自：伊勢崎市柴町字小泉155番地先 至：太田市古戸町75番1地先	自：群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先 至：埼玉県熊谷市俵瀬字千通780番1地先	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	利根川上流河川事務所
	渡良瀬川	古河	茨城県古河市桜町	自：栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合5879番3地先東武鉄道橋上流端 至：幹川合流点	自：栃木県栃木市藤岡町藤岡字鷺原5721番11地先東武鉄道橋上流端 至：幹川合流点	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72	

洪水予報の実施区間・基準水位等（利根川・渡良瀬川）

地域名	河川名	予報実施区域		洪水予報 基準観測所		水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水 位	発表者
水系名	河川名	左岸	右岸	名称	所在地						
利根川 上流部	利根川	自：伊勢 崎市柴町 字小泉155 5番地先	自：群馬 県佐波郡 玉村町大 字小泉字 飯玉前70 番6地先	八斗 島	伊勢崎 市八斗 島町	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	国土交通省 関東地方整 備局 気象庁大気 海洋部予報 課
		至：茨城 県猿島郡 境町字北 野1920番 地先	至：江戸 川分派点	栗橋	埼玉県 久喜市 栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90	
渡良瀬川 下流部	渡良瀬川	自：栃木 県足利市 若草町12 番1地先	自：栃木 県足利市 福富町181 9番3番地 先	足利	栃木県 足利市 通4丁目	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54	
		至：利根 川合流点	至：利根 川合流点	古河	茨城県 古河市 桜町	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72	
渡良瀬川 上流部	渡良瀬川	自：群馬 県みどり 市大間々 町高津戸1 078番17地 先 至：栃木 県足利市 若草町12 番1地先	自：群馬 県みどり 市大間々 町大間々2 245番4地 先 至：栃木 県足利市 福富町181 9番3番地 先	高津 戸	みどり 市大 間々 町大 間々	2.20	3.30	4.40	5.00	8.54	渡良瀬川河 川事務所 前橋地域気 象台 宇都宮地方 气象台

水防警報の発表基準（県）

種 類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき。 または、水防団待機水位に達したとき。 または、氾濫注意水位以下に下降したとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または水位・流量、その他河川の状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状態を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防団待機水位以下に下降したとき、または水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防警報・水位周知の実施区間・基準水位（谷田川）

水系名	河川名	区域		基準観測所		基準水位（m）				発表者
				名称	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	
利根川	谷田川	自	左岸：館林市青柳町 （青柳橋） 右岸：前橋市青柳町 （大正用水）	藤の木橋	板倉町 大字板倉	2.70	3.20	4.00	4.17	群馬県 館林土木 事務所
		至	渡良瀬川合流点							
利根川	新堀川	自	左岸：邑楽郡邑楽町赤堀 右岸：〃	新堀橋	邑楽町 大字赤堀	2.00	2.20	2.60	2.72	
		至	谷田川合流地点							

※なお、その他中小河川（準用河川）についての判断基準については、上記基準を基本的には流用するものとする。

被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。

- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7)「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14)「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18)「り災者」とは、り災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

4. 消防関係

消防力の現況

(令和5年12月1日現在)

(1) 館林地区消防組合消防本部（署、分署）

署 別 車両別	消防本部	館林	北	西	板倉	明和	千代田	邑楽	計
指揮監察車	1								1
連絡車	3								3
警防車	1								1
査察広報車	1			1	1	1	1	1	6
資器材輸送車	1							1	2
指揮統制車	1								1
火災調査車	1								1
水防資器材運搬車	1	1	1	1	1	1	1	1	8
人員輸送車	1								1
指揮隊車		1							1
水槽付消防ポンプ車		1	2	1	1	1	1	1	8
普通消防ポンプ車		1			1				2
化学消防ポンプ車		1							1
小型動力ポンプ水槽車		1							1
梯子付消防車		1							1
救助工作車		1							1
照明車兼資器材輸送車		1							1
高規格救急車		2	1	1	1	1	1	1	8
救助艇（ウタボート）		1			1				2
救助艇（ゴムボート）		1		1	1	1	1	1	6
船舶積載用トレーラー		1					1		2
フォークリフト			1						1
重機搬送車					1				1
重機（3 t 級）					1				1
救助資器材搭載水槽付ポンプ車								1	1
その他（牽引車）							1		1

(2) 明和消防団

団 別 車両別	消防団本部	第1分団	第2分団	第3分団	計
水槽付消防ポンプ車		2	2	2	6

(3) 明和町役場防災班

団 別 車両別	明和町役場	計
水槽付消防ポンプ車	1	1

消防水利の現況

(令和5年12月1日現在)

消火栓	防火水槽				合 計
	100m ³ 以上	60m ³ 以上 100 m ³ 未満	40m ³ 以上 60 m ³ 未満	20m ³ 以上 40 m ³ 未満	
266		4	93	27	388

5. 避難・医療・福祉関係

指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

番号	名 称	所在地	電 話	指定緊急避難場所 ※1		指定避難所※2		備 考
				地震等	洪水	地震等	洪水	
1	明和町役場	新里250-1	84-3111	○	○	—	—	対策本部
2	明和東小学校	千津井293	72-4350	○	○	○	○	
3	明和西小学校	川俣26	84-3116	○	○	○	○	
4	明和中学校	新里298-1	84-3117	○	○	○	○	
5	明和町中央公民館	新里303-1	84-4491	○	○	○	○	
6	山幸アリーナ明和 (明和町社会体育館)	新里299-1	84-4626	○	ペット ※3	○	ペット ※3	遺体安置所
7	日本キャンパックホール	南大島1073-1	84-5555	○	—	○	—	
8	明和メディカル センタービル	中谷331-1	61-3621	○	○	○	○	代替本部 福祉避難 所※4
9	ふれあいセンター スズカケ	千津井314-1	50-1605	○	—	○	—	福祉避難 所※4
10	ふれあいセンターポプラ	須賀249-1	55-8716	○	—	○	—	福祉避難 所※4
11	県立館林商工高等学校	南大島660	84-4731	—	○	—	○	
12	スズカケ公園	上江黒635	—	○	—	—	—	公園※5
13	桜中央公園	南大島1656-1	—	○	—	—	—	公園※5
14	ふるさとの広場	新里317-1ほか	—	○	—	—	—	公園※5
15	にっさと公園	新里63-1	—	○	—	—	—	公園※5
16	大輪公園	大輪236-10	—	○	—	—	—	公園※5
17	やじま公園	矢島900-4	—	○	—	—	—	公園※5
18	(株)大成	川俣538	84-4188	—	○	—	—	民間施設 ※6
19	(株)アドバンテスト 群馬R&Dセンタ	大輪336-1	70-3300	—	○	—	—	民間施設 ※6
20	(株)コスメ・ニスト	大輪446	80-7770	—	○	—	—	民間施設 ※6
21	凸版印刷(株) 群馬センター工場	大輪667-1	70-3222	—	○	—	—	民間施設 ※6
22	(株)日本キャンパック	矢島1111	84-3210	—	○	—	—	民間施設 ※6
23	やまう(株)	須賀275	84-2111	—	○	—	—	民間施設 ※6

※1 地震時は屋外のオープンスペース、水害時は想定浸水深以上である屋内の部分とする。

※2 地震時、水害時ともに屋内とする。

※3 ペットについては同行避難とする。(同行避難とは…ペットのみを収容し、飼育者は別の場所で避難すること。)

※4 福祉避難所は要配慮者及びその家族等を受け入れる施設とする。

※5 公園については、震度6弱以上を観測した場合に状況に応じて開設する。

※6 民間施設は施設管理者の協力体制を確保した上で開設する。ただし、水害時の緊急避難場所に限る。

地震時一時避難場所一覧

番号	名称	所在地
1	斗合田集落センター	斗合田132
2	下江黒集会所	下江黒195
3	上江黒区住民センター	上江黒928
4	千津井集落センター	千津井515-2
5	江口集落センター	江口654
6	田島集会所	田島403
7	南大島農構改善センター	南大島322-1
8	新里区集会所	新里107-1
9	中谷住民センター	中谷187
10	梅原集落センター	梅原799
11	川俣公民館	川俣244
12	須賀公民館	須賀459
13	大輪公民館	大輪1982-1
14	入ヶ谷農構改善センター	入ヶ谷53-1
15	矢島公民館	矢島1444-3
16	大佐貫農耕改善センター	大佐貫306-1

上記の施設は震度6弱以上を観測した場合、自主防災組織が状況に応じて開設する。

要配慮者利用施設一覧

番号	名 称	所在地	電話番号 (ファックス)	浸水想定区域		
				利根川	渡良瀬川	谷田川
1	明和町デイサービスセンター	新里311-1	84-5222	○	○	○
2	明和町老人福祉センター	新里311-3	84-4926	○	○	○
3	明和町社会福祉会館	新里312	91-3301	○	○	○
4	明和町地域活動支援センター	新里107-1	91-3120	○	○	○
5	明和こども園	田島8-1	80-7711 (84-5571)	○	○	○
6	特別養護老人ホーム和の郷	南大島253-1	91-3011 (91-3015)	○	○	○
7	めいわCOMハウスデイサービス	大輪1768	55-8058 (91-3200)	○	○	
8	小規模多機能ホーム憩	新里352	49-6407 (49-6408)	○	○	○
9	デイサービス とくめい	梅原1012-1	57-6294 (57-6295)	○	○	
10	明和東小学校	千津井293	72-4350	○	○	○
11	明和西小学校	川俣26	84-3116	○	○	
12	明和中学校	新里298-1	84-3117	○	○	○
13	明和セントラル病院	中谷331-1	84-1234	○	○	○
14	縁フォールト明和	新里107-1	55-1378	○	○	○

医療機関一覧

① 基幹災害医療センター

名 称	所 在 地	電話番号
前橋赤十字病院	前橋市朝日町389-1	027-265-3333

② 地域災害拠点病院

名称	所在地	電話番号
富士重工業健康保険組合 太田記念病院	太田市大島町455-1	55-2200
公立館林厚生病院	館林市成島町262- 1	72-3140

③ 病院

名 称	所 在 地	電話番号
つつじメンタルホスピタル	館林市小桑原町1505	72-4444
館林記念病院	館林市台宿町7-18	72-3155
慶友整形外科病院	館林市赤生田町2267-1	49-9000
新橋病院	館林市下三林町452	75-3011
明和セントラル病院	明和町中谷331-1	84-1234

④ 診療所（町内）

名 称	所 在 地	電話番号
竹越医院	明和町新里435-1	84-3137
福田ペインクリニック	明和町大佐貫588-1	84-1233
明和赤ちゃんこどもクリニック	明和町中谷331-1	84-1166

⑤ 歯科診療所（町内）

名 称	所 在 地	電話番号
かわまた駅ビル歯科医院	明和町中谷124-1 ミコーズビル2F	91-3050
おつづみ歯科医院	明和町新里225	84-4008

6. 物資・輸送関係

主な備蓄物資一覧

備蓄品合計一覧

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	420	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	11,760	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	6,335	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	20,980	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	3,540	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	600	本	
生活用品等	毛布	10 枚	1,300	枚	
	マット	10 枚	1,200	枚	
	段ボールベッド	1 セット	418	台	
	パーティション	1 セット	209	台	
	テント		178	張	
	簡易トイレ		183	台	
	糞尿処理セット		15,000	回	
	オムツ		5,040	枚	
	生理用ナプキン		13,760	枚	
	発電機		17	台	L P ガス
			9	台	ガソリン

明和町役場

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	174	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	240	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	560	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	2, 030	個	
	液体ミルク	240 ml×24 本	96	本	
生活用品等	毛布	10 枚	110	枚	
	マット	10 枚	100	枚	
	段ボールベッド	1 セット	60	台	
	パーティション	1 セット	29	台	
	テント		14	張	
	簡易トイレ		19	台	
	糞尿処理セット		8, 200	回	
	オムツ		2, 788	枚	
	生理用ナプキン		1, 840	枚	
	発電機		5	台	L P ガス
			3	台	ガソリン

明和東小学校防災倉庫

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	138	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	240	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	140	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	900	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	450	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	0	本	
生活用品等	毛布	10 枚	0	枚	
	マット	10 枚	100	枚	
	段ボールベッド	1 セット	0	台	
	パーティション	1 セット	0	台	
	テント		20	張	
	簡易トイレ		3	台	
	糞尿処理セット		500	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		0	枚	
	発電機		1	台	L P ガス
			2	台	ガソリン

明和東小学校3階防災倉庫

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	1, 200	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	700	P	
	アルファ米 (白米)	50 個	2, 250	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	450	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	96	本	
生活用品等	毛布	10 枚	180	枚	
	マット	10 枚	200	枚	
	段ボールベッド	1 セット	52	台	
	パーティション	1 セット	25	台	
	テント		18	張	
	簡易トイレ		20	台	
	糞尿処理セット		800	回	
	オムツ		543	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		0	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

明和西小学校防災倉庫

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	90	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	720	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	420	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	900	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	0	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	0	本	
生活用品等	毛布	10 枚	50	枚	
	マット	10 枚	0	枚	
	段ボールベッド	1 セット	0	台	
	パーティション	1 セット	0	台	
	テント		38	張	
	簡易トイレ		5	台	
	糞尿処理セット		500	回	
	オムツ		1, 126	枚	
	生理用ナプキン		1, 120	枚	
	発電機		1	台	L P ガス
			2	台	ガソリン

明和西小学校3階防災倉庫

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	1,440	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	980	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	3,250	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	450	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	96	本	
生活用品等	毛布	10 枚	100	枚	
	マット	10 枚	100	枚	
	段ボールベッド	1 セット	54	台	
	パーティション	1 セット	25	台	
	テント		0	張	
	簡易トイレ		20	台	
	糞尿処理セット		800	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		0	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

明和中学校

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	1, 200	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	700	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	2, 250	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	450	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	96	本	
生活用品等	毛布	10 枚	100	枚	
	マット	10 枚	200	枚	
	段ボールベッド	1 セット	62	台	
	パーティション	1 セット	30	台	
	テント		20	張	
	簡易トイレ		20	台	
	糞尿処理セット		800	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		0	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

山幸アリーナ明和（社会体育館）南防災倉庫

（令和4年10月1日現在）

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	18	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	240	本	
食料	クラッカー	35 P × 2 缶	315	P	
	アルファ米（各種）	50 個	1, 150	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	0	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	48	本	
生活用品等	毛布	10 枚	0	枚	
	マット	10 枚	50	枚	
	段ボールベッド	1 セット	20	台	
	パーティション	1 セット	10	台	
	テント		20	張	
	簡易トイレ		14	台	
	糞尿処理セット		800	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		2	台	L P ガス
			2	台	ガソリン

館林商工高等学校

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	1, 440	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	700	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	1, 500	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	300	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	0	本	
生活用品等	毛布	10 枚	100	枚	
	マット	10 枚	100	枚	
	段ボールベッド	1 セット	50	台	
	パーティション	1 セット	25	台	
	テント		16	張	
	簡易トイレ		22	台	
	糞尿処理セット		800	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		0	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

株式会社アドバンテスト

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	720	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	0	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	900	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	300	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	0	本	
生活用品等	毛布	10 枚	100	枚	
	マット	10 枚	0	枚	
	段ボールベッド	1 セット	20	台	
	パーティション	1 セット	10	台	
	テント		8	張	
	簡易トイレ		10	台	
	糞尿処理セット		300	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		0	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

凸版印刷株式会社

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	720	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	280	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	750	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	300	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	0	本	
生活用品等	毛布	10 枚	100	枚	
	マット	10 枚	0	枚	
	段ボールベッド	1 セット	20	台	
	パーティション	1 セット	10	台	
	テント		8	張	
	簡易トイレ		10	台	
	糞尿処理セット		300	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		0	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

株式会社日本キャンパック

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	480	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	210	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	600	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	150	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	0	本	
生活用品等	毛布	10 枚	50	枚	
	マット	10 枚	50	枚	
	段ボールベッド	1 セット	10	台	
	パーティション	1 セット	5	台	
	テント		4	張	
	簡易トイレ		5	台	
	糞尿処理セット		200	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		0	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

株式会社コスメ・ニスト

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	240	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	210	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	600	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	210	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	0	本	
生活用品等	毛布	10 枚	40	枚	
	マット	10 枚	40	枚	
	段ボールベッド	1 セット	10	台	
	パーティション	1 セット	5	台	
	テント		4	張	
	簡易トイレ		5	台	
	糞尿処理セット		200	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		0	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

株式会社大成

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	240	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	210	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	450	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	120	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	0	本	
生活用品等	毛布	10 枚	30	枚	
	マット	10 枚	30	枚	
	段ボールベッド	1 セット	5	台	
	パーティション	1 セット	5	台	
	テント		4	張	
	簡易トイレ		5	台	
	糞尿処理セット		200	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		0	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

やまう株式会社

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	240	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	210	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	450	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	120	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	0	本	
生活用品等	毛布	10 枚	40	枚	
	マット	10 枚	30	枚	
	段ボールベッド	1 セット	5	台	
	パーティション	1 セット	5	台	
	テント		4	張	
	簡易トイレ		5	台	
	糞尿処理セット		200	回	
	オムツ		0	枚	
	生理用ナプキン		720	枚	
	発電機		0	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

明和メディカルセンタービル3階防災倉庫

(令和4年10月1日現在)

種別	備蓄品名	1 箱当たり	合計	単位	備考
飲料水	ミネラルウォーター	2ℓ × 6 本	0	本	
	ミネラルウォーター	500 ml×24 本	2400	本	
食料	クラッカー	35 P×2 缶	700	P	
	アルファ米 (各種)	50 個	3,000	個	
	けんちん汁	15 食×2 缶	300	食	
	液体ミルク	240 ml×24 本	120	本	
生活用品等 0	毛布	10 枚	300	枚	
	マット	10 枚	200	枚	
	段ボールベッド	1 セット	50	台	
	パーティション	1 セット	25	台	
	テント		15	張	
	簡易トイレ		20	台	
	糞尿処理セット		400	回	
	オムツ		634	枚	
	生理用ナプキン		2,880	枚	
	発電機		8	台	L P ガス
			0	台	ガソリン

ヘリポート適地一覧

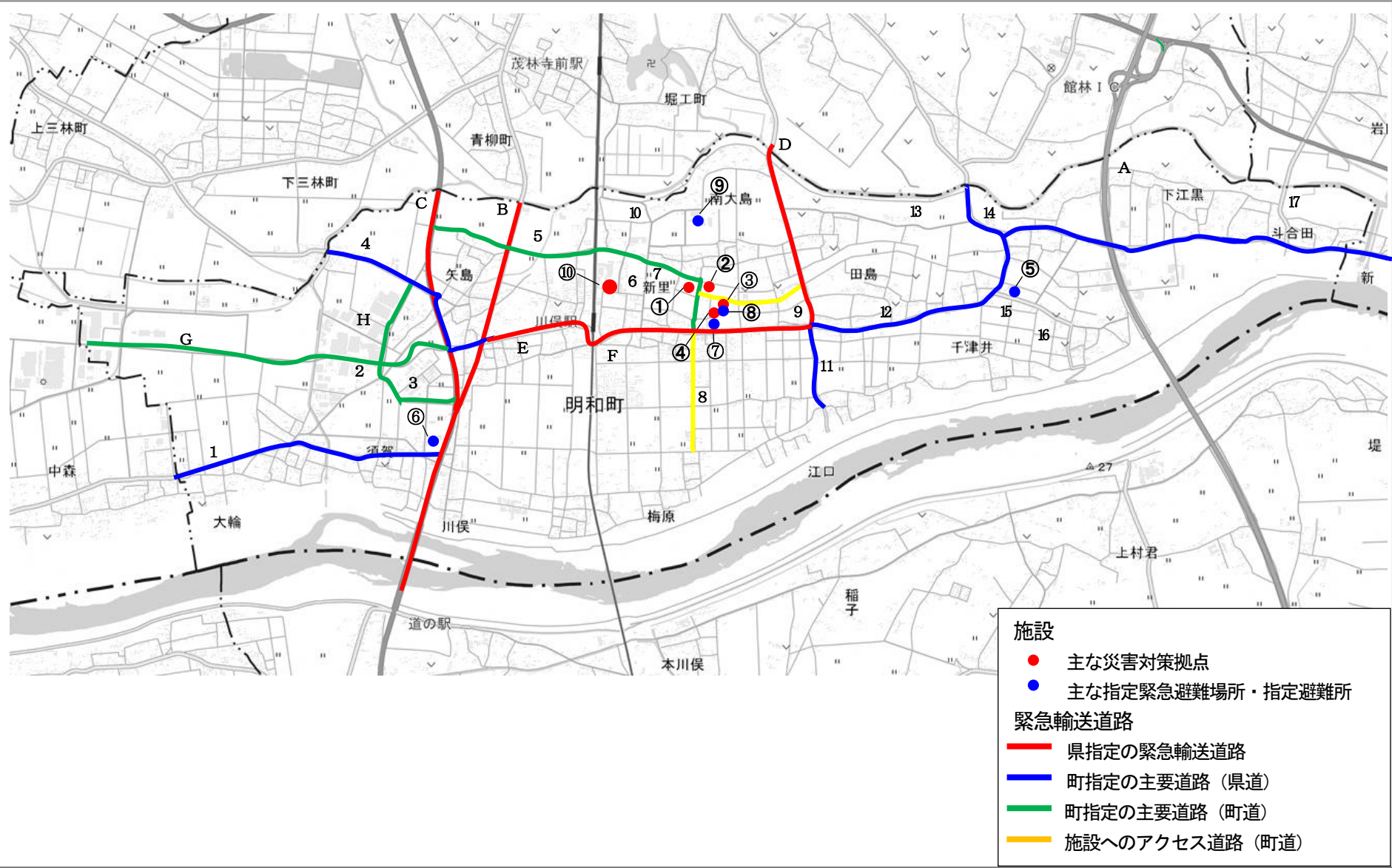
(令和4年10月1現在)

名 称	所在地	(東西) × (南北) 面積	連絡先
ふるさとの広場 (Bゾーン)	明和町新里317-1	170m×90m 15,300m ²	0276-84-3111
明和東小学校	明和町千津井293	118m×65m 7,670m ²	0276-72-4350
明和西小学校	明和町川俣26	125m×75m 9,375m ²	0276-84-3116
明和中学校	明和町新里298-1	150m×110m 16,500m ²	0276-84-3117
県立館林商工高等学校	明和町南大島660	233m×100m 23,300m ²	0276-84-4731
利根川総合運動場	明和町大輪地先	110m×80m 8,800m ²	0276-84-4626
大輪公園	明和町大輪236-10	50m×50m 2,500m ²	0276-84-3111

町有車両一覧
(令和5年12月1日)

番号	車名	定員	燃料	備考
1	トヨタヴェルファイア	7	ガソリン	
2	トヨタプリウス	5	ガソリン	
3	スバルステラ	4	ガソリン	
4	トヨタプリウス	5	ガソリン	
5	スバルプレオバン	4	ガソリン	
6	スバルインプレッサS P	5	ガソリン	
7	スバルインプレッサ	5	ガソリン	
8	スズキエブリィ	4	ガソリン	
9	ホンダパートナーバン4WD	5	ガソリン	日赤寄贈
10	三菱シキャンター	3	軽油	
11	ニッサンキャラバン	6	軽油	群馬46ふ9806 (給食センター)
12	スズキキャリィ	2	ガソリン	
13	ニッサンパートナーバン	5	ガソリン	日赤寄贈
14	ヒノセレガR	29	軽油	大型バス
15	ニッサンキャラバン	6	ガソリン	群馬400に2307
16	スズキエブリィ	4	ガソリン	土地開発公社
17	三菱シタウンボックス	4	ガソリン	防犯パトロールカー
18	三菱シトップB J	4	ガソリン	保健指導車
19	スズキワゴンR	4	ガソリン	保健指導車
20	トヨタルーミー	5	ガソリン	保健指導車
21	ホンダステップワゴン	5	ガソリン	福祉車両
22	トヨタハイエース	14	ガソリン	公共バス
23	トヨタエスティマ	8	ガソリン	こども園
24	トヨタノア	7	ガソリン	土地開発公社
25	トヨタエスティマ	8	ガソリン	議会事務局
26	スバルフォレスター	5	ガソリン	道路パトロールカー
27	三菱シキャンター	5	軽油	消防ポンプ車(MT)
28	ニッサンエキスパート	5	ガソリン	下水道係
29	ダイハツハイジェット	4	ガソリン	消費生活センター
30	トヨタハイエース	5	ガソリン	
31	三菱キャンター	5	軽油	危機管理係
32	三菱キャンター	5	軽油	危機管理係

緊急輸送道路網図



緊急輸送道路一覧（平成30年3月 群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画より）

	No.	種 別	道路種別	路線名	区 間
県	A	第1次緊急輸送道路	高速道路	東北自動車道	
	B	第1次緊急輸送道路	主要地方道	佐野行田線	
	C	第1次緊急輸送道路	国道	一般国道122号	
	D	第2次緊急輸送道路	一般県道	江口館林線	
	E	第2次緊急輸送道路	一般県道	上中森川俣停車場線	
	F	第2次緊急輸送道路	一般県道	麦倉川俣停車場線	
	G	第2次緊急輸送道路	町道	66号線	
	H	第2次緊急輸送道路	町道	3-391号線	
町	1	町指定緊急輸送道路	一般県道	上中森川俣停車場線	千代田町との行政区界から 国道122号まで
	2	町指定緊急輸送道路	町道	63号線	
	3	町指定緊急輸送道路	町道	3-187号線	
	4	町指定緊急輸送道路	一般県道	矢島大泉線	館林市との行政区界から 国道122号まで
	5	町指定緊急輸送道路	町道	60号線	
	6	町指定緊急輸送道路	町道	16号線	県道麦倉川俣停車場線から 町道8号線まで
	7	町指定緊急輸送道路	町道	9号線	
	8	町指定緊急輸送道路	町道	10号線	県道麦倉川俣停車場線から 町道2-362号線まで
	9	町指定緊急輸送道路	町道	2-317号線	
	10	町指定緊急輸送道路	町道	8号線	
	11	町指定緊急輸送道路	一般県道	江口館林線	県道麦倉川俣停車場線から 町道1-421号線まで
	12	町指定緊急輸送道路	一般県道	麦倉川俣停車場線	県道江口館林線から 板倉町行政区界まで
	13	町指定緊急輸送道路	町道	57号線	
	14	町指定緊急輸送道路	一般県道	今泉館林線	館林市との行政区界から 県道麦倉川俣停車場線まで
	15	町指定緊急輸送道路	一般県道	今泉館林線	及び県道麦倉川俣停車場線から 町道55号線まで
	16	町指定緊急輸送道路	町道	55号線	県道今泉館林線から 町道1-217号線まで
	17	町指定緊急輸送道路	一般県道	斗合田岩田岡里線	県道麦倉川俣停車場線から 板倉町行政区界まで

施設一覧

番号	施設名称	施設種別
①	明和町役場	主な災害対策拠点
②	日本キャンパックホール（ふるさと産業文化館）	
③	明和町社会福祉協議会（老人福祉センター）	
④	山幸アリーナ明和（明和町社会体育館）	
⑤	明和東小学校	主な指定緊急避難場所・ 指定避難所
⑥	明和西小学校	
⑦	明和中学校	
⑧	明和町中央公民館	
⑨	県立館林商工高等学校	
⑩	明和メディカルセンタービル	災害対策拠点・福祉避難所

7. その他応急対策関係

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和4年10月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,180円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
		区分		1人世帯 2人世帯 3人世帯 4人世帯 5人世帯 6人以上1人増すごとに加算
		全壊		夏 18,700 24,000 35,600 42,500 53,900 7,800
		全焼		冬 31,000 40,100 55,800 65,300 82,200 11,300
		流失		夏 6,100 8,200 12,300 15,000 18,900 2,600
		半壊		冬 9,900 12,900 18,300 21,800 27,400 3,600
		半焼		
		床上浸水		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500 円以内 (一時保存) ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1 体当たり5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に条項するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3 千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

廃棄物処理施設・事業者一覧

(令和2年3月1日)

施設・業者	施設名	所在地	電話者号	処理能力
ごみ 処理施設	たてばやしクリーンセンター	館林市苗木町2447-19	0276-56-4453	100 t／日
	いたくらリサイクルセンター	板倉町大字板倉3427-7	0276-56-4453	5t／5h日
	めいわエコパーク	明和町千津井1019-1	0276-56-4453	19,000m ³
し尿 処理施設	館林環境センター	館林市赤生田町65- 1	0276-72-1624	100kl／日

8. 災害復旧・復興関係

群馬県・明和町被災者生活再建支援金支給要綱

平成27年3月18日

明和町告示第10号

□（趣旨）

第1条 この要綱は、町内で発生する自然災害（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に定める自然災害をいう。以下同じ。）において、住家に著しい被害を受けた住民が早期に生活の再建を図ることを支援するため、群馬県・明和町被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

□（支援金支給の対象世帯）

第2条 支援金の支給の対象となる世帯は、自然災害により被害を受けた世帯であつて、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「被災世帯」という。）とする。

□(1) その居住する住宅が全壊した世帯

□(2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

□(3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）

□(4) その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難な状態（以下「大規模半壊」という。）であると認められる世帯（前2号に掲げる世帯を除く。）

□(5) その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難な状態（以下「中規模半壊」という。）であると認められる世帯（前3号に掲げる世帯を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、同一の自然災害により被災者生活再建支援法に基づき支援の対象となる被災世帯は、支援金の支給の対象としない。

□（住宅の被害認定）

第3条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき町長が行う。

□（支援金の区分及び支給額）

第4条 町長は、被災世帯の住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」を支給し、当該世帯の住宅の再建方法に応じて「加算支援金」を支給するものとし、その支給額は別表のとおりとする。

□（支援金の支給申請）

第5条 基礎支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、支援金支給申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

□(1) 住民票記載事項証明書等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる町が発行する証明書

☐ (2) 第2条第1号又は第4号又は第5号に該当する世帯は、住宅が全壊又は大規模半壊又は中規模半壊
☐ の被害を受けたことが確認できる町が発行する罹災証明書（住宅に半壊の被害等を受け、当該住宅を
☐ やむを得ず解体した場合（第2条第2号に該当する世帯の場合）も同様）

☐ (3) 預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの）

☐ (4) 第2条第2号に該当する世帯は、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け当該住宅をやむ
☐ を得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書

☐ (5) 第2条第2号に該当する世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯は、宅地の応急危険度判定結
果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書面

☐ (6) 第2条第3号に該当する世帯は、長期避難世帯に該当する旨の町による証明書面

☐ (7) その他、町長が指示する書類

2 加算支援金の支給を受けようとする申請者は、申請書に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添え
て、町長に申請しなければならない。

☐ (1) 住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写し（登記簿謄本又は建築確認通知
☐ 書の写しなど代替できる書面でも可）

☐ (2) その他、町長が指示する書類

☐ (支援金の申請期間)

第6条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した
日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する
日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、被災地における危険な状況その他やむを得ない事情により申請者
が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長
することができるものとする。

☐ (支援金の支給決定)

第7条 町長は、申請者に対して支援金を支給することを決定したときは、支援金支給通知書（別記様式
第2号）を速やかに交付しなければならない。

2 町長は、申請者に対して支援金を支給しないことが決定したときは、その理由を記した支援金支給却
下決定通知書（別記様式第3号）を速やかに交付しなければならない。

☐ (支援金の支給決定の取消し)

第8条 町長は、支援金の支給の決定をした世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の
支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

☐ (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

☐ (2) その他支援金の支給の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求
に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、町長は、支援金支給決定取消通知書（別記様式第4号）により
当該世帯主に通知する。

☐ (支援金の返還)

第9条 前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関
し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 町長は、支援金の決定を取り消した場合において、支援金の受給者に対し支援金の返還を請求したと
きは、明和町補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第14号）に基づき、加算金又は延滞金を納付

させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、当該支援金の受給者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

□(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この支援金の支給については、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給の例によるものとし、その他必要な事項は、町長が別に定める。

□□□附 則

□この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

□附 則 (令和3年9月22日告示第69号)

□この要綱は、告示の日から施行し、令和3年8月4日から適用する。

別表（第4条関係）

（単位：万円）

区 分	基礎支援金		加算支援金		合 計
	住宅の被害程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯 （世帯の 構成員が 複数）	全壊 （第2条第1号該当）	100	建設・購入	200	300
	半壊解体・敷地被害解体 （第2条第2号該当）		補修	100	200
	長期避難 （第2条第3号該当）		賃借（公営住宅以外）	50	150
	大規模半壊 （第2条第4号該当）	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借（公営住宅以外）	50	100
	中規模半壊 （第2条第5号該当）	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借（公営住宅以外）	25	25
単体世帯 （世帯の 構成員が 単数）	全壊 （第2条第1号該当）	75	建設・購入	150	225
	半壊解体・敷地被害解体 （第2条第2号該当）		補修	75	150
	長期避難 （第2条第3号該当）		賃借（公営住宅以外）	37.5	112.5
	大規模半壊 （第2条第4号該当）	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借（公営住宅以外）	37.5	75
	中規模半壊 （第2条第5号該当）		建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借（公営住宅以外）	18.75	18.75

（注）

- 1 基礎支援金とは、住宅の被害程度に応じて支給する支援金をいう。
- 2 加算支援金とは、住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 単身世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。

明和町農漁業災害対策特別措置条例

平成12年9月29日条例第27号

最終改正 平成28年3月9日条例第17号

明和町農漁業災害対策特別措置条例（昭和41年条例第17号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 助成措置（第4条—第6条）
- 第3章 経営資金の融通を円滑にする措置（第7条—第11条）
- 第4章 農漁業用施設資金の融通を円滑にする措置（第12条・第13条）
- 第5章 雑則（第14条—第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴風雨、豪雨、地震、降雪、高温、低温、降霜、降ひょう、竜巻、突風等の天災（以下「災害」という。）によって損失を受けた農業者若しくは漁業者（以下「農漁業者」という。）又は農業者の組織する団体に対し、被害農作物の樹草勢回復、代替作付け等に要する費用の助成措置並びに農漁業経営に必要な資金及び被害農漁業用施設の復旧に必要な資金の融通を円滑にする措置（以下「助成措置等」という。）を講じ、もって農漁業生産力の維持と農漁業経営の安定を図ることを目的とする。

（災害の指定）

第2条町長は、農漁業経営に大きな影響があるものとして次に掲げる災害のいずれかに該当するものを指定災害として指定する。

- （1）農作物の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール（当該被害が降ひょう、竜巻又は突風（以下「局地的災害」という。）によるものである場合にあっては、5ヘクタール）以上となった災害
- （2）農作物の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額が規則で定める額以上となった災害
- （3）果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の100分の30以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸（当該被害が局地的災害によるものである場合にあっては、10戸）以上となった災害
- （4）畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸（当該被害が局地的災害によるものである場合にあっては、5戸）以上となった災害
- （5）養殖魚の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる被害を受けた漁業者の戸数が5戸以上となった災害
- （6）農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸（当該被害が局地的災害によるものである場合にあっては、5戸）以上となった災害
- （7）畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった災害
- （8）群馬県農漁業災害対策特別措置条例（昭和35年群馬県条例第19号。以下「県条例」という。）第2条の規定により、知事が指定した災害に係る災害

（措置の決定）

第3条町長は、前条の指定をしたときは、次に掲げる助成措置等のうち、当該指定災害について必要なものを定めるものとする。

- （1）樹草勢回復のための肥料等の購入費の助成
- （2）樹体被害の復旧又は補修に要する費用の助成
- （3）農作物の病虫害防除に要する費用の助成
- （4）蚕種の購入費の助成

- (5) 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用の助成
- (6) 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用の助成
- (7) 農業用施設の取り片付け作業に要する費用の助成
- (8) 畜舎等の伝染性疾患の防止措置に要する費用の助成
- (9) 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して町長が特に必要と認める助成
- (10) 経営資金の融通を円滑にするための措置
- (11) 農漁業用施設資金の融通を円滑にするための措置

第2章 助成措置

(補助)

第4条町は、農業者（その者の農業所得が総所得の100分の50以上である者をいう。以下同じ。）で次の各号のいずれかに該当する者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

- (1) 第2条第1号、第2号又は第8号に掲げる災害による農作物の減収量とその農作物の平年における収穫量の100分の30以上となった者
 - (2) 第2条第3号又は第8号に掲げる災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の100分の30以上となった者
 - (3) 第2条第6号又は第8号に掲げる災害による農業用施設の流失、全壊、大破等による被害額が10万円以上となった者
 - (4) 第2条第7号又は第8号に掲げる災害により畜舎等に伝染性疾患の防止措置を必要とすることとなった者
- 2 前項第1号において「農作物」とは、米、麦、桑、野菜、果樹、こんにゃく等指定災害の都度、町長が農業経営の維持に重要と認めるものをいう。
- 3 第1項第3号において「農業用施設」とは、農舎、温室等指定災害の都度、町長が農業経営の維持に重要と認めるものをいう。
- 4 第1項第4号において「畜舎等」とは、牛舎、豚舎、鶏舎等指定災害の都度、町長が農業経営の維持に重要と認めるものをいう。
- 5 第1項の補助金の交付基準は、規則で定める。

(適用除外)

第5条 前条第1項の規定による補助金について、農業者一人に対する額が3,000円未満のものについては同項の補助金交付の対象としない。

(補助の振替)

第6条 第3条第1号から第9号までに掲げる助成措置に対して県から補助金が交付された場合において、当該助成措置に対して第4条第1項に規定する補助金が交付されているときは、当該町補助金の交付をもって県補助金の全部又は一部の交付があったものとみなす。

第3章 経営資金の融通を円滑にする措置

(定義)

第7条 本章において「被害農業者」とは、農業者で第2条第1号、第2号、第4号若しくは第8号に掲げる災害による農作物、畜産物若しくは繭の減収量とその農作物、畜産物若しくは繭の平年における収穫量の100分の30以上であり、かつ、これによる損失額がその者の平年における農業による総収入額の100分の10以上である旨、又は同条第3号若しくは第8号に掲げる災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物（その者が栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物のそれぞれについて5アール以上の栽培面積を有する場合の永年作物に限る。）の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の100分の30以上である旨の町長の認定を受けたものをいい、「被害漁業者」とは、漁業者（養魚場を使用して魚類を養殖する者でその漁業所得が総所得の100分の50以上である者をいう。以下同じ。）で第2条第5号若しくは第8号に掲げる災害による魚類等の流失等の損失額がその者の平年における漁業による総収入額の100分の10以上である旨の町長の認定を受けたものをいう。

2 本章において「特別被害農業者」とは、被害農業者で、第2条第1号、第2号、第4号若しくは第8号に掲げる災害による農作物、畜産物若しくは繭の減収による損失額がその者の平年における農業に

による総収入額の100分の50以上である旨又は同条第3号若しくは第8号に掲げる災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けたものをいう。

- 3 本章及び第5章において「経営資金」とは、農業協同組合又は金融機関（以下「融資機関」という。）が被害農業者又は被害漁業者（以下「被害農漁業者」という。）に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価額が12万円以下のものに限る。）、家畜、家さん、稚魚、しいたけ種菌、しいたけ原木等の購入資金、労賃、水利費、農業共済掛金の支払に必要な資金その他農漁業経営に必要な資金として貸し付ける資金で、次の各号に該当するものをいう。

（1）貸付金額が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。ただし、乳牛及び乳牛以外の牛又は馬を所有する農業者に貸し付けられる場合並びに既に経営資金の貸付けを受けておりその償還期限内に被害農漁業者に該当することとなった者に、その既に貸付けを受けている経営資金の償還に充てるために必要な資金として貸し付けられる場合にあっては、アからウまでの額にそれぞれ規則で定める額を加えた額の範囲内とする。

ア 果樹栽培者（果樹の栽培を主な業務とし、かつ、町長が認定する損失額のうち果樹の栽培に係る部分がその100分の50以上である者をいう。）に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合、家畜等飼養者（家畜又は家さんの飼養を主な業務とする者をいう。）に家畜若しくは家さんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられる場合及び魚類の養殖に必要な資金として貸し付けられる場合にあっては、特別被害農業者及び被害農漁業者について損失額の100分の55（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）の適用を受けた災害の場合は100分の80）に相当する額又は500万円（規則で定める法人にあっては2,500万円）のいずれか低い額の範囲内

イ アを除く特別被害農業者に貸し付けられる場合にあっては、損失額の100分の45（激甚災害法の適用を受けた災害の場合は100分の60）に相当する額又は400万円（規則で定める法人にあっては2,500万円）のいずれか低い額の範囲内

ウ アを除く被害農漁業者に貸し付けられる場合にあっては損失額の100分の45（激甚災害法の適用を受けた災害の場合は100分の60）に相当する額又は200万円（規則で定める法人にあっては2,500万円）のいずれか低い額の範囲内

（2）償還期限が6年（激甚災害法の適用を受けた災害の場合は7年）の範囲内において町長が定める期限以内のものであること。

（3）償還方法が収穫期ごとの各年元本均等償還のものであること。

（4）利率が特別被害農業者で特別被害地域内において農業を営む者に貸し付けられる場合は年3パーセント以内（貸付けの日から起算して2年以内は、無利子）、被害農漁業者（特別被害地域以外の特別被害農業者を含む。）で第2条第1号、第2号、第4号又は第8号に掲げる災害による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額並びに第2条第5号又は第8号に掲げる災害による魚類等の流失等による損失額がその者の平年における農漁業による総収入額の100分の30以上である旨の町長の認定を受けたものに貸し付けられる場合は年4.5パーセント以内、その他の場合は年5.5パーセント以内のものであること。

（5）貸付期間が規則で定める期間内のものであること。

- 4 前項に規定する「特別被害地域」とは、旧市町村の区域（昭和28年9月30日現在における区域をいう。）の全部若しくは一部の区域で、その区域内の被害農業者中に含まれる特別被害農業者の数が100分の10以上であるもののうち町長が指定した区域をいう。

（群馬県農業信用基金協会の債務保証等）

第8条 経営資金の貸付けを受けようとする被害農漁業者は、群馬県農業信用基金協会の債務の保証を受け、融資機関に対し規則で定める保証人を立て、又は担保を提供しなければならない。

- 2 町は、経営資金に係る債務の保証の円滑化のため必要があると認めた場合には、予算の範囲内で、群馬県農業信用基金協会に対し、当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として出資することができる。

（利子補給及び損失補償）

第9条 町は、融資機関と次の事項について契約を結ぶことができる。

- （1）融資機関が被害農漁業者に貸し付けた経営資金の利子補給

- (2) 融資機関が被害農漁業者に経営資金を貸し付けたことによって受けた損失についての補償（被害農漁業者が経営資金の貸付けを受けた後において、指定災害に対して、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「法」という。）又は激甚災害法の規定に基づく政令が定められ、資金融通の措置が講じられた場合で、被害農漁業者が町長の指定する期日までに経営資金を法又は激甚災害法による資金に借り換えた場合に限る。）
- 2 前項の契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。
- (1) 融資機関は当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもって当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。
- (2) 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に、当該債権の回収によって得た金額のうちから、債権行使のために要した費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により町から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該町に納付しなければならないこと。
- 3 第1項第2号の損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過して、なお元本又は利子（当該期間内における融資残高につき当該融資の条件として規則で定める遅延利子を含む。以下同じ。）の全部又は一部が回収されなかった場合における、その回収されなかった金額とする。
- 4 第1項の規定による契約に基づいて町が補給する利子は、当該融資につき貸付利率が年5.5パーセント以内のものについては年6パーセント以内、貸付利率が年4.5パーセント以内のものについては年7パーセント以内、貸付利率が年3パーセント以内のものについては年8.5パーセント以内（貸付けの日から起算して2年以内は、年11.5パーセント以内）で町長が別に定める割合でそれぞれ計算した金額とする。
- 5 第1項の規定による契約に基づいて町が行う損失補償の限度は、融資機関ごとに当該融資額の50パーセントに相当する金額とする。
- （法及び県条例による融資措置）
- 第10条 災害に対して、法若しくは激甚災害法の規定に基づく政令が定められ、又は県条例第2条の規定に基づく災害の指定により、被害農漁業者に資金の融通措置が講じられたときは、当該資金については、第7条から第9条までの規定及び第14条の規定を準用する。ただし、経営資金の貸付限度額、償還期限、利率及び貸付期間は法若しくは激甚災害法又は県条例の規定するところによるものとする。
- （資金の借換え）
- 第11条 被害農漁業者が経営資金の貸付けを受けた後において、当該指定災害に対して、法若しくは激甚災害法の規定に基づく政令が定められ、又は県条例第2条の規定に基づく災害の指定により、資金融通の措置が講じられたときは、被害農漁業者は、町長の指定する期日までに第7条第3項の経営資金を法若しくは激甚災害法又は県条例による資金に借り換えなければならない。

第4章 農漁業用施設資金の融通を円滑にする措置

（定義）

- 第12条 本章において「施設被害農漁業者」とは、農漁業者で第2条第6号又は第8号に掲げる災害による農漁業用施設の流失、全壊、大破等による被害額が10万円以上である旨の町長の認定を受けたものをいう。
- 2 本章において「農業団体」とは、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）その他農業を営む者で組織する団体をいう。
- 3 本章において「農漁業用施設」とは、農舎、畜舎、蚕室、園芸施設、養魚施設、きのこ栽培施設、農機具（購入価額が12万円を超えるものに限る。）等をいう。
- 4 本章及び次章において「農漁業用施設資金」とは、融資機関が施設被害農漁業者又は農業団体に対してこれらのものが農漁業用施設の復旧に必要な資金として貸し付ける資金（復旧又は購入に要する金額が12万円を超えるものに限る。）で次の各号に該当するものをいう。
- (1) 貸付金額が町長の認定する農漁業用施設の復旧に要する経費の100分の80に相当する額又は農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項第1号の範囲内において規則で定める額のいずれか低い額の範囲内のものであること。
- (2) 償還期限が農業近代化資金融通法第2条第3項第2号の範囲内において規則で定める期限以内のものであること。
- (3) 償還方法が各年元本均等償還のものであること。

- (4) 利率が年4.5パーセント以内のものであること。
 - (5) 貸付期間が規則で定める期間内のものであること。
- (利子補給)

第13条 町は、融資機関が農漁業用施設に被害を受けた施設被害農漁業者又は農業団体に貸し付ける農漁業用施設資金の利子補給について融資機関と契約を結ぶことができる。

- 2 前項の規定による契約に基づいて町が補給する利子は当該融資額につき、年7パーセント以内で町長が別に定める割合で計算した金額とする。
- 3 第8条の規定は前条第4項の規定により融資機関が貸し付ける農漁業用施設資金についてこれを準用する。

第5章 雑則

(融通資金の貸付条件の緩和措置)

第14条 町長は、経営資金及び農漁業用施設資金の貸付けを受けている者がその償還期限内に再び第2条各号に掲げる災害により被害を受けた場合は、その既に貸し付けられている資金の償還について規則で定めるところにより償還条件の変更をすることができるものとする。

(条例等の違反に対する措置)

第15条 町は、町と契約した融資機関が、この条例に基づいて定めた規則に違反したときは、当該融資機関に交付すべき利子の全部若しくは一部を補給せず、補給すべき損失の全部若しくは一部を補償せず、又は既に交付した利子補給金若しくは損失補償金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告又は検査)

第16条 町長は、助成又は経営資金若しくは農漁業用施設資金の貸付けが適正に行われているかどうかを知るために必要があると認めるときは、第4条第1項に掲げる農漁業者若しくは融資機関から報告を徴し、又は職員をして当該農漁業者若しくは融資機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

(委任)

第17条 この条例施行のため必要な事項は、規則で定める。

□□□附 則

(以下略)

明和町農漁業災害対策特別措置条例施行規則

平成12年9月29日規則第17号

最終改正 平成24年3月28日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、明和町農漁業災害対策特別措置条例（平成12年明和町条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害の指定基準)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める額は、5,000万円（当該被害が条例第2条第1号に規定する局地的災害によるものである場合にあっては、2,500万円）とする。

(補助金交付の基準等)

第3条 条例第4条第5項に規定する補助金の交付基準は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助の基準額は、指定災害の都度町長が定める。

補助の種類	補助の対象となる経費	補助率
樹草勢回復用肥料等購入費補助	被害農家がその栽培する農作物に被害率（農作物の減収量が平年における収穫量に対して占める割合をいう。以下同じ。）100分の30以上の被害を受けて行う被害回復のための肥料の購入に要する経費及び施肥用機械の燃料購入に要する経費	当該経費の10分の10以内
樹体被害復旧補修費補助	被害農家が果樹、茶樹、桑樹等の永年作物（その者が栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物について、果樹又は桑樹等にあっては10アール以上、茶樹にあっては5アール以上の栽培面積を有する場合の永年作物に限る。）について被害を受けたときは、被害樹（流失、埋没又は枯死（果樹については、主枝又は亜主枝について100分の30以上の損傷被害を受けたものを含む。）したものを含む。）の本数が栽培樹の本数の100分の30以上の場合は対象として当該ほ場内の被害樹の復旧補修のための次に掲げる経費 1 果樹の場合にあっては、補植のための苗木の購入及び接木用穂木等の資材の購入に要する経費又は整枝等のための作業に要する経費 2 茶樹、桑樹等の場合にあっては、補植のための苗木の購入に要する経費	当該経費の10分の10以内
病虫害防除費補助	被害農家がその栽培する農作物に被害率100分の30以上の被害を受けて病虫害の一斉防除を行うための農薬の購入に要する経費又はその一斉防除に使用した農薬の補てんのための農薬の購入に要する経費、その一斉防除を行うための防除用機械の燃料購入に要する経費及び病虫害の共同防除を行うための防除用機械の借上げに要する経費	当該経費の10分の10以内
蚕種購入費補助	被害農家が桑園に被害率100分の30以上の被害を受け、当該蚕種又は蚕児を放棄した場合において次期掃き立て増箱分の蚕種の購入に要する経費	当該経費の10分の10以内
代替作付け用種苗等購入費及び代替作付けに必要な農作物取り片付け作業費補助	被害農家がその栽培する農作物に被害率100分の70以上の被害を受けて行う代替作付けのための種苗及び肥料の購入、代替作付けに必要な特別の土壌改良又は土壌消毒を実施するための資材の購入、代替作付け用機械の燃料購入並びに代替作付けに必要な農作物の取り片付け作業に要する経費	当該経費の10分の10以内
次期作付け用種苗等購入費及び次期作付けに必要な農作物取り片付け作業費補助	被害農家がその栽培する農作物に被害率100分の70以上の被害を受けて行う次期作付けのための種苗及び肥料並びにしいたけ種菌及びしいたけ原木の購入、次期作付けに必要な特別の土壌改良又は土壌消毒を実施するための資材の購入、次期作付け用機械の燃料購入並びに次期作付けに必要な農作物の取り片付け作業に要する経費に対し、市町村が当該経費の10分の10に相当する額又は知事が災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額を補助するのに要する経費	当該経費の10分の10以内
農業用施設取り片付け作業費補助	被害農家がその設置する農業用施設に被害額10万円以上の被害を受け、その農業用施設の取り片付け作業に要する経費	当該経費の10分の10以内

伝染性疾病発生防止費補助	被害農家が畜舎等を対象に病害の一斉防除を行うための薬剤の購入に要する経費又はその一斉防除のために使用した薬剤の補てんのための薬剤の購入に要する経費及びその一斉防除を行うための防除用機械の燃料購入に要する経費	当該経費の10分の10以内
農業災害対策特認事業費補助	被害農家がその栽培する農作物若しくは果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害率100分の30以上の被害を受け、若しくはその設置する農業用施設に被害額10万円以上の被害を受け、又は畜舎等に浸水の被害を受け、前各項に掲げる補助の対象とならなかった場合において、被害の状況を勘案して町長が特に必要と認める事業に要する経費	当該経費の10分の10以内

- 2 条例第7条第3項第1号の規則で定める額は、乳牛を所有する農業者にあつては5万円とし、乳牛以外の牛又は馬を所有する農業者にあつては3万円とし、既に経営資金の貸付けを受けておりその償還期限内に被害農漁業者に該当することとなった者にその既に貸付けを受けている経営資金の当該年度の償還に充てるための必要な資金として貸し付けられる場合にあつては100万円（次項に規定する法人にあつては、500万円）とする。
- 3 条例第7条第3項第1号の規則で定める法人は、農事組合法人又は農業を主な業務とする法人（その構成員のすべてが同一世帯に属するものを除く。）でその常時使用する従業員の数が30人以下のものとする。
- 4 条例第8条の規則で定める保証人は、条例第7条第3項の経営資金又は条例第12条第4項の農業用施設資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その人数は1人以上とする。
- 5 条例第9条第3項の規則で定める遅延利子は、年3.35パーセントの利率により計算した金額のものとする。
- 6 条例第12条第4項第1号の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。
- （1）農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資金の対象となる農漁業用施設資金にあつては、1,800万円（共同施設にあつては、5,000万円）
 - （2）前号に掲げるもののほかの農漁業用施設資金にあつては、1,000万円（共同施設にあつては、2,000万円）
- 7 条例第12条第4項第2号の規則で定める期限は、次に掲げるとおりとする。
- （1）前項第1号の農漁業用施設資金にあつては、15年（うち据置期間3年）
 - （2）前項第2号の農漁業用施設資金にあつては、10年（うち据置期間1年）
- （補助金の交付申請）

第4条 次の表に掲げる補助金の交付を受けようとする農業者は、同表に掲げる補助金交付申請書にそれぞれ同表に掲げる書類を添えて正副2部を町長が指定する期日までに町長に提出しなければならない。

補助金の種類	補助金交付申請書	添付書類
条例第4条に規定する補助金	農業災害対策事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）	事業計画書（別記様式第2号）収支予算書（別記様式第3号）

（実績報告）

第5条 補助金の交付を受けた農業者は、次の表に掲げる補助金の区分に従い、同表に掲げる補助金実績報告書にそれぞれ同表に掲げる書類を添えて正副2部を補助事業が完了した日から起算して1月以内に町長に提出しなければならない。

補助金の種類	補助金実績報告書	添付書類
条例第4条に規定する補助金	農業災害対策事業費補助金実績報告書（別記様式第1号）	事業実績書（別記様式第2号）収支精算書（別記様式第3号）

（経営資金等の貸付期間）

第6条 条例第7条第3項第5号及び条例第12条第4項第5号の規則で定める期間は、条例第2条の規定による災害の指定のあった日から6月以内とする。

（特別被害地域指定の申請）

第7条 条例第7条第4項の規定により特別被害地域の指定を受けようとする被害農業者及び農業団体は、特別被害地域指定承認申請書（別記様式第4号）に資料を添えて正副2部を町長が指定する期日までに町長に提出しなければならない。

(利子補給及び損失補償の請求)

第8条 次の表に掲げる利子補給金又は損失補償金の交付を受けようとする農業協同組合又は金融機関は、同表に掲げる利子補給金請求書又は損失補償金請求書にそれぞれ同表に掲げる書類を添えて正副2部を町長が指定する期日までに町長に提出しなければならない。

利子補給金等の種類	利子補給金等請求書	添付書類
条例9条第1項に規定する利子補給金	災害経営資金利子補給金交付請求書(別記様式第5号)	利子補給明細書(別記様式第6号)
条例第9条第1項に規定する損失補償金	災害経営資金損失補償金交付請求書(別記様式第7号)	損失補償明細書(別記様式第8号)

(被害の認定)

第9条 経営資金及び農漁業用施設資金の借入れを希望する被害農漁業者は、町長から被害認定書(別記様式第9号及び別記様式第10号)の交付を受けなければならない。

(融資枠の承認申請)

第10条 経営資金及び農漁業用施設資金に係る利子補給金の交付を受けようとする農業協同組合又は金融機関は、町長に融資枠承認申請書(別記様式第11号)を速やかに提出し、承認を受けなければならない。

(貸付実行報告)

第11条 経営資金及び農漁業用施設資金の貸付けを実行した農業協同組合又は金融機関は、速やかに町長に貸付実行報告書(別記様式第12号)を提出しなければならない。

(融通資金の貸付条件の緩和措置)

第12条 条例第14条の規定により融通資金の貸付条件の緩和措置とは、貸付元本について、経営資金にあつては条例第7条第3項第2号の規定にかかわらず2年を超えない範囲での償還期限の延長とし、農漁業用施設資金にあつては条例第12条第4項第2号の規定により定められた償還期限内での償還期限の延長又は当該年度の支払の猶予とし、この措置を行おうとする農業協同組合及び金融機関は、次の表に掲げる区分に従い、同表に掲げる条件緩和承認申請書にそれぞれ同表に掲げる書類を添えて正副2部を町長が指定する期日までに町長に提出しなければならない。

資金の種類	条件緩和申請書	添付書類
条例第7条第3項に規定する経営資金	経営資金貸付条件緩和承認申請書(別記様式第13号)	経営資金貸付条件緩和審査表(別記様式第14号)
条例第12条第4項に規定する農漁業用施設資金	農漁業用施設資金貸付条件緩和承認申請書(別記様式第13号)	農漁業用施設資金貸付条件緩和審査表(別記様式第14号)

2 前項の規定により申請を受けた町長は、内容を審査し、条件の緩和の必要を認めたときは条件緩和の決定をするとともに、当該申請者に対し承認の通知をするものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、助成措置等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(以下略)

被災者生活再建支援制度の種類と概要

【制度の一覧】

支援制度の種類	制度の名称	支援の種類	問い合わせ先
経済・生活面の支援	1. 被災者生活再建支援制度	給付	町・県
	2. 災害弔慰金	給付	町、県市町村総合事務組合
	3. 災害障害見舞金	給付	
	4. 災害援護資金	貸付（融資）	
	5. 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））	貸付（融資）	県社会福祉協議会 町社会福祉協議会
	6. 母子父子寡婦福祉支援金貸付金	貸付（融資）	県
住まいの確保・債権のための支援	7. 災害復興住宅融資（建設）	貸付（融資）	独立行政法人住宅金融支援機構
	8. 災害復旧住宅融資（新築購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）	貸付（融資）	
	9. 災害復旧住宅融資（補修）	貸付（融資）	
	10. 生活福祉支援金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））	貸付（融資）	社会福祉協議会 町社会福祉協議会
	11. 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	貸付（融資）	県

1. 被災者生活再建支援制度

1) 災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金の支給を行う。

2) 支給額は、下記の2つの支援金の合計額とする。（世帯数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4）
住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する資金額（加算支援金）

	住宅の被害程度		
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は合計で200（又は100）万円

3) 支援金の用途は限定しない。

4) 対象は、住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯とする。

※ 下記世帯を含む。

- ・ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ・ 噴火災害等で、危険な状態が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）

5) 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人への賃借等の物件は対象外とする。

※ 自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等を対象とする。

2. 災害弔慰金

- 1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した方の遺族に対して災害弔慰金の支給を行う。
 - 2) 災害弔慰金の支給額は次のとおりとする。
 - ・ 生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給
 - ・ その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
 - 3) 支給対象者は、災害により死亡した方の遺族に限る。
 - 4) 支給の範囲・順位
 - ・ 1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母
 - ・ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に限る。）
- ※ 自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等を対象とする。

3. 災害障害見舞金

- 1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金の支給を行う。
 - 2) 災害障害見舞金の支給額は次のとおりとする。
 - ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
 - ・ その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（150万円以下）を支給
 - 3) 支給対象者は、災害により以下のような重い障害を受けた者に限る。
 - ・ 両眼が失明した人
 - ・ 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人
 - ・ 神経系統の機能又は、精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
 - ・ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
 - ・ 両上肢をひじ関節以上で失った人
 - ・ 両上肢の用を全廃した人
 - ・ 両下肢をひざ関節以上で失った人
 - ・ 両下肢の用を全廃した人
 - ・ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
- ※ 自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等を対象とする。

4. 災害援護資金

- 1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により負傷又は、住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行う。貸付限度額等は次のとおり。

貸付限度額	① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	② 世帯主に1ヶ月以上の負傷が無い場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	
据置機関	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）	

- 2 対象者は、以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主に限る。
- ・ 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上
 - ・ 家財の1/3以上の損害
 - ・ 住居の半壊又は全壊・流失
- 3 所得が表の額以下の場合に限る。

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

※ 自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などを対象とする。

5. 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））

- 1) 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行う。
- 2) 生活福祉資金には「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付がある。それぞれの貸付限度額等は次のとおりとする。

緊急小口資金

貸付限度額	10万円以内
貸付利率	無利子
据置期間	貸付の費日から2ヶ月以内
償還期間	据置期間経過後12ヶ月以内

福祉費（災害援護資金）

貸付限度額	150万円（目安）
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	貸付の日から6ヶ月以内
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）

- 3) 大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置の実施が行われる場合がある。
- 4) 社会福祉資金には、他にも総合福祉金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。
- 5) 対象者は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に限る。
- 6) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は、福祉費（災害援護金）の適応外とする。

6. 母子父子寡婦福祉支援金貸付金

- 1) 母子父子寡婦福祉支援金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行う。
- 2) 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払い猶予などの特別措置を講じる。
- 3) 母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方を対象とする。）
- ・ 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方）
 - ・ 母子・父子福祉団体（法人）
 - ・ 父母のいない児童（20歳未満）

- 4) 父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方を対象とする。）
- ・ 父子家庭の母（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方）
 - ・ 母子・父子福祉団体（法人）
 - ・ 父母のいない児童（20歳未満）
- 5) 寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方を対象とする。）
- ・ 寡婦（かつて母子家庭の母であった方）
 - ・ 40歳以上の配偶者の居ない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方）

7. 災害復興住宅融資（建設）

- 1) 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を再建する場合に受けられる融資である。
- 2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅とする。
- 3) 融資対象は、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす住宅とする。
- 4) この融資は、融資の日から3年間の元金据置機関を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

	構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）
基本融資額	耐火構造	1,650万円	35年
	準耐火構造		
	木造（耐久性）		25年
特例加算額	木造（一般）	510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間
土地取得資金		970万円	
整地資金		440万円	

- ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（建設資金2,160万円、土地取得資金970万円、整地資金440万円）又は気候による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。
- ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまでとする。なお、元金据置期間は設定できない。
- 5) 対象者は、居住する住宅又は罹災した親等が居住する住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方に限る。

8. 災害復旧住宅融資（新築購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）

- 1) 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されており、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資である。
- 2) 融資対象は、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合30㎡）以下の住宅とする。
- 3) 融資対象の住宅は、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たしているものとする。
- 4) この融資は、融資の日から3年間の元金据置機関を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

（新築住宅の購入）

	構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）
基本融資額	耐火構造	2,620万円	35年
	準耐火構造		
	木造（耐久性）		25年
特例加算額	木造（一般）	510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間

(リ・ユース住宅(中古住宅)の購入)

	融資限度額(※1)	
基本融資額	リ・ユース	リ・ユースプラス
	2,320万円	2,620万円
特例加算額	510万円	510万円
建て方	種 別	返済期間(※2)
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンションは2,830万円、貸地区住宅の購入、リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションは3,130万円)又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となる。

※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員が亡くなるまでとする。なお、元金据置期間は設定できない。

- 5) 対象者は、居住する住宅又は罹災した親等が居住する住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方に限る。

9. 災害復旧住宅融資(補修)

- 1) 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されており、住宅を補修する場合に受けられる融資である。
- 2) 融資対象の住宅は、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たしているものとする。
- 3) この融資は、融資の日から1年間の元金据置機関の設定ができる。(ただし、返済期間の延長をすることはできない。)

	融資限度額(※1)	返済期間(※2)
基本融資額	730万円	20年
整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間
引方移転資金		

※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となる。

※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員が亡くなるまでとする。なお、元金据置期間は設定できない。

- 4) 対象者は、居住する住宅又は罹災した親等が居住する住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方に限る。

10. 生活福祉支援金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))

- 1) 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付を行う。
- 2) 貸付限度額等

貸付限度額	250万円(目安)
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	貸付の日から2ヶ月以内
償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)

- 3) 大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置の実施が行われる場合がある。
- 4) 社会福祉資金には、他にも総合福祉金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。
- 5) 対象者は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に限る。

11. 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

1) 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改装等に必要な経費の貸付を行う。

2) 貸付限度額等

貸付限度額	200万円（目安）
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.0%
据置期間	6ヶ月以内
償還期間	7年

3) 対象者は、住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流失、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯に限る。

被災中小企業等の再建支援制度の種類と概要

【制度一覧】

支援制度の種類	制度の名称	支援の種類	問い合わせ先
農林漁業 中小企業 自営業 への支援	1. 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付	融資	(株)日本政策金融公庫
	2. 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	融資（貸付）	商工会
	3. 災害復旧貸付	融資（貸付）	(株)日本政策金融公庫
	4. セーフティーネット保証4号	信用保証	県信用保証協会

1. 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付

- 1) 株式会社日本政策金融公庫は、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行う。
 - ・農業セーフティーネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金の融資を行う。
 - ・農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金の融資を行う。
 - ・農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用条必要な施設の復旧のための資金の融資を行う。
 - ・林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金の融資を行う。
 - ・漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金の融資を行う。
- 2) 1以外にも農林漁業者に対する資金貸付があり、各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫に確認
- 3) 対象者は農林漁業者に限る。

2. 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

- 1) 小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。
 - ・貸付限度額：2,000万円
 - ・貸付金利：平成30年11月1日現在1.11%
- 2) 対象者は下記の条件を満たす者に限る。
 - ・小規模事業者
 - 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主
 - ・商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている者

3. 災害復旧貸付

- 1) 災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金の融資を行う。
- 2) 災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において受付を行う。
- 3) 日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等

国民生活事業

貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円
償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※普通貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）

中小企業事業

貸付限度額	別枠で1億5千万以内
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）

- 4) その他の条件等詳しくは各機関へ確認
- 5) 対象者は、中小企業・小規模事業者等に限る。

4. セーフティーネット保証4号

- 1) 自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う。
- 2) 融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（1.0%以内）
- 3) 無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠での利用が可能。
- 4) 対象者は下記の条件を満たす者に限る。
 - ・指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があつて、国が認めた地域）において1年以上継続して事業を行っていること。
 - ・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上げんしょうしており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月営業売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、町長の認定が必要）

9. 大規模事故関係

危険物取扱所一覧

企業名	所在地	電話番号	備 考
(株)トッパンパッケージプロダクツ 群馬センター工場	大輪667-1	84-3411	
(株)アビイランド	大輪2463	84-3411	
(株)タカギセイコー 関東工場	大輪2509	84-4555	
国産化学(株) 群馬工場	大輪2666	84-4601	
(株)インターロジスティクス	南大島271-1	-	
川端油店	南大島1220-1	84-3311	
(株)大津製作所	矢島381	84-2655	
(株)日本キャンパック 利根川工場	矢島900-1. 2. 3	91-3588	
(株)日本キャンパック	矢島1230	84-3210	
橋本産業(株) 館林営業所	新里2番地1	84-3100	
明和町役場	新里250-1	84-3111	
(株)コメリ 明和店	新里478	91-3091	
日興リカ(株) 群馬工場	大佐貫22	84-4545	
マルエー運輸倉庫(株)	斗合田115-2	73-3025	
(株)松本土木 館林営業所	上江黒554-1	75-2374	
新堀川排水機場	須賀272	-	
ヤマテ金属(株)	矢島1156-3	91-3161	
大明金属工業(株)	矢島1109	84-3531	
鎌倉光機(株)明和工場	矢島1087	84-3551	
社会福祉法人 和の郷	南大島253-1	91-3011	
邑楽館林農業協同組合 明和カントリー エレベータ	南大島1	84-4961	
(株)スナガ	斗合田164	74-4110	
(株)コスメ・ニスト	大輪446-7	70-5122	
(株)リアップ	大輪3432	84-3881	
(株)アドバンテスト群馬R&Dセンタ	大輪2566	70-3300	
(株)トーウン	大輪336-15	84-3721	
日本基礎技術(株)東日本機材センター	大輪2473	84-4447	
(株)トーモクトモプレス工場	大輪238-1	70-3071	
北海製罐(株)	大輪236-1	84-3151	
木村養鶏	大輪234	84-4402	
東邦化研工業(株)館林倉庫	大輪1407-1	80-7057	

持田商工(株)明和工場	大佐貫8	84-3202	
大幸化成(株)	大佐貫51-12	84-2211	
日興リカ(株)群馬工場	大佐貫22	84-4545	
(株)大成	川俣538	84-3251	
明和町立学校給食センター	川俣1-1	84-5858	
やまう(株)	須賀275	84-2111	
(株)コメリ (明和)	新里478	91-3091	
明和町B&G海洋センター	新里332-1	84-5511	
明和町老人福祉センター	新里311-3	84-4926	
明和町役場	新里250	84-3111	
(株)松本土木	上江黒554-1	75-2374	
河西工業ジャパン(株)館林工場	上江黒1075	73-7811	
都築鋼産(株)	下江黒653-1	91-7711	
猫豆屋	下江黒196-1	72-1320	

第2章 様式集

火災・災害等即報の様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人		死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 そ の 他 (消防防災ヘリコプター等)		台 台 台 機		人 人 人	
救急・救助 活動状況						
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()		物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危険物施設 の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人数	出 場 資 機 材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消防防災ヘリコプター	機 人		
		海上保安庁	人		
		自 衛 隊	人		
		そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
		市 町 村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名		報告者名			

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害				
発 生 場 所					
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		覚知方法		
事故等の概要					
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人 (人)		
	計 人		{ 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人				
救助活動の要否					
要 救 護 者 数 (見 込)			救助人員		
消防・救急・救助活動状況					
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

		報告日時	年	月	日	時	分
		都道府県					
		市 町 村 (消防本部名)					
消防庁受信者氏名		報告者名					
災害名 (第 報)							

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人 的 被 害	死 者	人	重 傷	人	住 家 被 害	全 壊	棟	床上浸水	棟
		うち災害 関連死者	人	軽 傷	人		半 壊	棟	床下浸水	棟
		不 明	人				一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること)								
	自衛隊派遣要請の状況									

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式-5

(避難情報等の発令状況)

[illegible]

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都道府県			区 分			被 害		区 分		被 害		災害の 対策置 本状 部況	都道府県	
災 害 名 ・ 報告番号	災 害 名 第 報 (月 日 時現在)		田 畑 学 病 道 橋 河 港 箇 箇 崖 鉄 被 水 電 電 ガ ブ り り 火 危 そ	田 冠 冠 冠 学 病 道 橋 河 港 箇 箇 崖 鉄 被 水 電 電 ガ ブ り り 火 危 そ	流失・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円					
		冠 水			ha		農 林 水 産 業 施 設	千円						
報告者名							流失・埋没	ha		公 共 土 木 施 設	千円			
							冠 水	ha		そ の 他 の 公 共 施 設	千円			
区 分			被 害					小 計	千円		災害適 害用 救市 助町 法村 名	市町村		
人的被 他	死 者	人			箇 所			農 業 被 害	千円					
	うち災害関連死者				箇 所			林 業 被 害	千円					
	行 方 不 明 者	人			箇 所			畜 産 被 害	千円					
	負傷者	重 傷	人			箇 所			水 産 被 害	千円				
		軽 傷	人			箇 所			商 工 被 害	千円				
住家被害	全 壊	棟		その他	箇 所			そ の 他			災害適 害用 救市 助町 法村 名	計	団体	
		世帯			箇 所									
		人			箇 所									
	半 壊	棟			崖 く ず れ	箇 所			被 害 総 額	千円				
		世帯			鉄 道 不 通	箇 所		災害の 概 況		（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）				
		人			被 害 船 舶	隻					応急対策の 状 況	消防機 関等 の活 動状 況		
	一 部 破 損	棟			水 道 戸		自衛隊の災害派遣						その他	
		世帯			電 話 回線				（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）					
		人			電 気 戸			自衛隊の災害派遣		その他				
	床 上 浸 水	棟			ガ ス 戸						自衛隊の災害派遣	その他		
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所							自衛隊の災害派遣	その他
		人							自衛隊の災害派遣					
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯		自衛隊の災害派遣	その他							
	世帯		り 災 者 数	人				自衛隊の災害派遣		その他				
	人		火 災 発 生	建 物 件							自衛隊の災害派遣	その他		
非住家	公 共 建 物	棟		危 険 物 件					自衛隊の災害派遣				その他	
	そ の 他	棟		そ の 他 件		自衛隊の災害派遣	その他							

※1 被害額は省略することができるものとする。
※2 119番通報の件数は、10件単位で、たとえば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること

自衛隊災害派遣要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

群馬県知事

あて

明和町長

印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

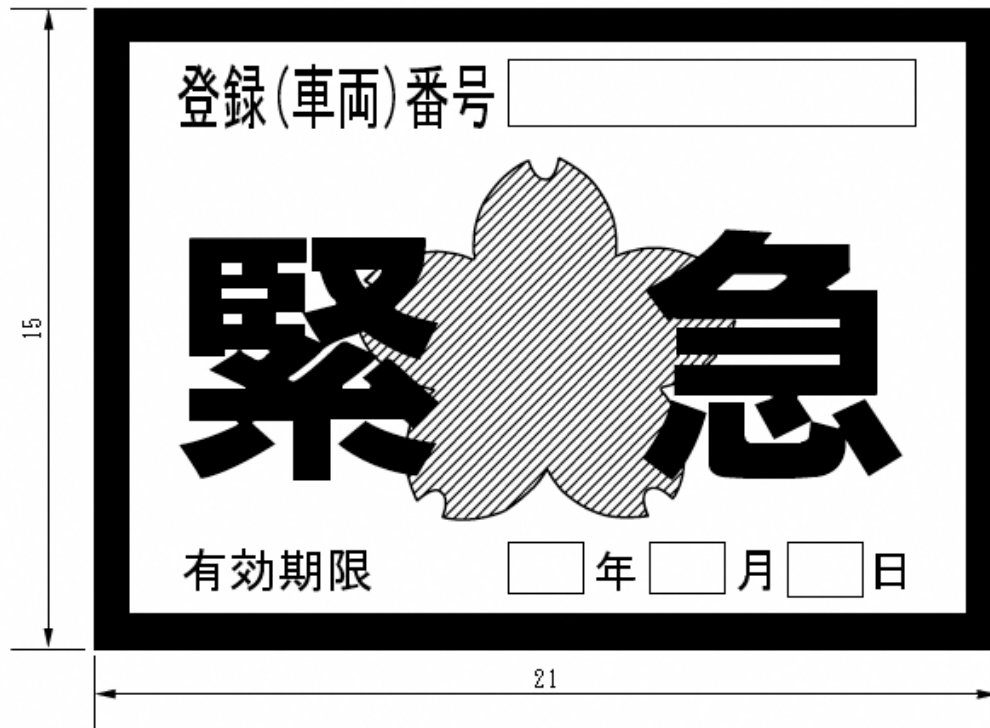
例) ・必要な車両、航空機、資機材
・必要な人員
・連絡場所及び連絡責任者

緊急通行車両の各種様式

年 月 日		
緊急通行車両使用申出書		
様		
申出者（住所又は所在地） □□□□□□□□ （氏名又は団体名） □□□□□□□□ 印 （電話番号）		
車両の登録番号		
車両の用途（緊急輸送にあっては輸送人員又は品名）		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

第 号 年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
知事 印 公安委員会 印		
車両の登録番号		
車両の用途（緊急輸送にあっては輸送人員又は品名）		
使 用 者	住所又は所在地	
	氏名又は団体名	
	電話番号	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

(緊急通行車両標章)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認処理簿

受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

罹 災 証 明 書

世帯主住所		
世帯主氏名		
世帯構成員	氏 名	続 柄

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の所在地	群馬県邑楽郡明和町
住家の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。
（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

明和町長

* この証明は、災害救助の一環として、応急的・一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。民事上の権利関係には、効力を有するものではありません。

被災証明書

明和町長様

(申請者記入欄)

年 月 日申請

申請者	住 所		電 話 - -	
	(フリガナ) 氏 名	被災物件 との関係	☐ 所有者	☐ 管理者 ☐ 占有者
			☐ 居住者 ☐ 賃借人 ☐ 担保債権者	
			☐ 保険契約者 ☐ その他 ()	
代理人	住 所		電 話 - -	
	(フリガナ) 氏 名	申 請 者 との関係	☐ 本 人	
			☐ 親 族 ()	
			☐ その他 ()	
被災日時	年 月 日 () 時 分頃			
被災原因	☐ 地震 ☐ 風水害 ☐ 火災 ☐ その他 ()			
被災場所	明和町			

(下欄には記入しないでください。)

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明する。	
年 月 日	
証明第 号	明和町長

※この証明は、応急的・一時的な救済を目的に町長が被害の届出があったことを証明するものです。民事上の権利関係に効力を有するものではありません。